

第二章 幕藩財政上の最上紅花

天童落専壳制申渡書冒頭

一 此信乃由天童山...  
 二 承蒙不棄...  
 三 同座...  
 四 花...  
 五 永...  
 六 此...  
 七 全...  
 八 中...  
 九 承...  
 十 承...  
 十一 承...  
 十二 承...  
 十三 承...  
 十四 承...  
 十五 承...  
 十六 承...  
 十七 承...  
 十八 承...  
 十九 承...  
 二十 承...

天童落専壳制申渡書冒頭

## 第一節 荷役制度の整備

## 1 幕藩の紅花荷役制度

支配者たちが、領・管内に生産される米以外の特産物、特に換金性の高い商品作物を課税の対象にして、財政の増強を図ったことは、既に中世末期頃から見られる。文祿四年（一五九五）の調査と伝えられる（慶長末年編とも言われる）「邑鑑」<sup>〔1〕</sup>には、米沢蒲生領のうち、上・下両長井郷の「御役植物」として、漆・桑・青苧・紅花・楮・柿などを記載しているが、そのうち、紅花を生産している村は三五カ村で、これらの特産物は蒲生氏の財政上の有力な基盤として掌握され、何等かの形で課税されて来たのである。そして、近世の上杉藩時代になると、これらの御役植物はいよいよ保護と統制が加えられ、御買い上げという地域産地毎の法定額の制定となって、藩の専売制が成立する。その外、他領から米沢を通過するこれらの荷物に対する荷込銭と荷出銭も一定の役銭として徴収した。

村山地方で特産品に対する課役制度が何時頃から始まったか明らかでない。他の地方とも同じように言われることは、天正十八年（一五九〇）の太閤検地に際して示された「出羽国検地條々」<sup>〔2〕</sup>に、「屋敷麻畠者上畠なみに年貢可取事」とあり、麻畠については上畠一反永百文に準じた賦課率を定めている。この際、麻畠に認定された畑地が、その時点において青苧や麻が栽植されていたものに限ったものかどうか、検地の基準は明らかでないが、その後この検

地の結果が殆ど踏襲され、少なくとも寛永の保科検地以来、特別の場合以外は青苧畑としての登記面積に変更異動は行なわれなかつたようである。かくして青苧の場合は高率の地租と出荷役と二重の運上が徴収され、財源の強化資源に当てられた。

紅花の生産は青苧より時代的にやや後れ、初期検地頃には地租課税の対象となる程の面積が無かつたのみならず、青苧の栽培と異なつて、栽培地が必ずしも一定していなかつた關係上、紅花畑として定面積を把握することは不可能であつたから、特定の地租徴収制度は設定されず、他の特産物と同様に、商品として移出する場合の荷役運上の形で強化された。

この荷役の設定は、特産商品物資の生産が増加し、それに運輸事情の好転と広域流通機構の整備の上に立つて行なわれたものであるが、村山地方の場合は史料的にその時期を明らかにしていない。現在知られている所では、山形保科藩の記録が最も古いものと思われるが、それも寛永を上っていない。保科家が鳥居家と交替して山形二〇万石に封ぜられたのが寛永十三年（一六三六）で、その八月廿七日に山形に入部すると、翌九月の十六日には財政確立の手段として、早くも大石田船に対して物産移出手形のことを令し、その荷役について次のように確認させている。<sup>3)</sup>

九月十六日

物産他所出之節、大石田船江加判之者手形ニ而通候様被相定

大石田船口ニ而産物加判之者手形ニ而可差出条々、青苧拾把迄は役なし、紅花・真綿・蠟漆此三廉壹貫目迄は役なし、紙・武具之類・弓鉄炮鐘此三廉役なし、鷹女油・荏胡麻・木実・楮・油荏以下一切停止、右如先々堅可相改、但保科民部・北原采女・篠田半左衛門・一瀬勘兵衛此四人之手形ニ候ハ、何ニ而茂可相通

候、其外之手形一切相用間敷旨被相定之

続いて十一月にはこれらの出荷役取人として、藤沢八郎右衛門と後藤九郎左衛門の二人を任命してその徴収に当たせた。この記録には各品目に対する免税の最低移出量は規定されているが、課税基準となるものは明示されていない。それは「右如先々堅可相改」と附言されているように、この制度が確認される以前、即ち保科氏が入部する以前の規定に準じていることを意味する。

物資の輸送は古来最上川を利用することが常道であったが、前にも触れたように、酒田と上郷(村山地方)との船継権については、最上氏時代から清水河岸と大石田河岸にしばしば争われて来たことで、それが大石田に確定したのは漸く寛永二年(一六二五)からである。当時の山形藩主鳥居氏は、元和八年(一六二二)最上家の改易によって、岩城から二二万をもって山形に移封されたのであるが、実高が不足していたので、翌九年には左京繩と称せられる苛酷な検地を施行し、高率の貢納を命じたことは有名である。この検地によって村々の石高を決定すると共に、いわゆる小物成と称する雑税をも賦課している。普通小物成は郷帳に記載されて、年々一定額を上納するが、その外にも帳外の小物成の一種に浮役と称するものがあった。物資の移出税たる荷役などはその一つである。鳥井藩では財政増強策として小物成制度を設けた際、浮役制度をも定め、出荷許可証たる手形を発行してその徴税を行なったものと推察される。

しからば、当時の出荷税率の規定はどうであつたらうか。前記のように、寛永十三年の保科家「家世実紀」では「如先々」と書記しているだけで、詳細のことは不明である。しかるにそれから三二年後の寛文八年(一六六八)に、山形松平藩から鶴岡酒井藩に出した覚書(5)によると、紅花・青苧・真綿・蠟・漆に関する年々の出荷高と役金のことを

明記し、その後書に「右之通、從羽州山形上方へ商買人毎年指登候役金並錢之直段、古より如右定來候也」と附記しているが、その内容は次の通りである。ここで言っている「古より如右定來候也」の「古」とは何時を指しているのか、若し寛永十三年以来改訂が行なわれなかったものとするれば、この荷役課税の標準及び錢の兩替基準は、寛永十三年以前の鳥居藩の規定をそのまま踏襲しているものと判断してよいであろう。

覚

一 紅花荷物 年中ニ四百五六拾駄

此役金壹駄ニ付金壹歩ツ、

一 青苧荷物 年中ニ四百三四拾駄

此役金壹駄ニ付金壹歩錢八百六拾七文宛 但錢ハ壹歩ニ付壹メ三百文古より定來之直段也

一 真綿荷物 年中ニ拾六七駄

此役金壹駄ニ付金貳歩宛

一 蠟荷物 年中ニ五拾貳三駄

此役錢壹駄ニ付錢壹メ五拾壹文 但錢壹歩ニ付壹メ三百文古より定之直段

一 漆荷物 年中ニ拾五六駄

此役錢壹駄ニ付錢壹メ五百壹文 錢直段同斷

右之通從羽州山形上方へ商買人毎年指登候

役金並錢之直段古より如右定來候也

(以下四項省略)

寛文八年四月五日

松平下総守 加判

岡田 豊前守殿

松浦猪右衛門殿

これによれば初期の紅花出荷役は、一貫目以下の少額については免税を認めるが、それ以上は一駄につき一步の割合で課税するというのが定法であったことが知られる。

出荷役は支配関係によって多少の相異があったらしく、享保二年(一七一七)五月に御国廻りとして幕吏有馬内膳・小笠原三右衛門・高城孫四郎の三人が来た際、上山松平藩が作った藩内状勢要覽(6)に、紅花役について「生紅花壹目ニ付式拾文、干紅花壹駄ニ付金壹歩、但端壹目三拾式文」と記している。この徴収規定は享保二年に改定されたものであるが、その以前の規程は明らかでない。この場合、生花と干花の両方に課税したものでなく、計算の基準を示したものであることは言うまでもない。すなわち、上山藩の徴税基準は、天保一〇年(一八三九)の記録(7)にも言っているように、「干花百目ニ生花一メ目」という比率で領内の干花生産高を抑え、さらに「御領分ニ而干候」という前提での規程であったから、生花の生産高を把握すれば、おのずから干花の生産高と税収の予想が立ったのである。

小物成

一 干紅花 一駄金壹分 但三十メ目入

但御領分ニ而干候ニ付干花百目ニ生花一ノ目之役錢掛出候様ニ享保西より改り候

一 生紅花 一ノ目ニ付廿文ツ、

## 2 紅花荷役と幕藩財政

本途と称する本年貢以外の附加税たる小物成は、夫米などを除けば、總じて永錢で金納することが本態で、その賦課率は長年に亘って目立つ変化はなかった。従つて、農民の販売する米その他の商品作物の価格が上昇すれば、相對的に領主得分たる小物成の価値は減少することになる。紅花その他の荷之口役と称する移出税は、時代と共に多少の更改はあったが、價格に対する一定率ではなかったから、紅花の好況時代を迎えると、生産者側が非常に有利となるのに反し、幕藩庁側に立てば収入低下の現象を來たす性格のものであった。しかも出荷役は、出荷數量を基準として賦課されるので、幕藩庁にとっては例年不安定な収入であつたと言える。

村山地方の各幕藩領で出荷役の対象となつたものは、紅花・青苧をはじめ、煙草・漆・蠟など小商品十數目になっているが、さて、これらの中で紅花荷役の実態を幕藩別に見ようとする、その史料は至つて少ない。それぞれの年間出荷高を明らかにすれば、大凡の推計が可能であるが、そういう史料も整っていない。次に各藩の若干の例を上げておこう。

山形に松平忠雅が移封になつたのは元禄五年（一六九二）七月の末であるが、同十三年に転封になる迄の故実を記録したものに「山形故実録」がある。幸いにして、その中に「元禄五年從申年年々荷之口御役」というものが収録されており、松平藩の約八カ年間に亘る荷役の実態を明らかにしている。それによつて同藩の荷役の総額と、その中に



第二章 藩幕財政上の最上紅花

含む紅花分を抽出して作表したのが下掲のものである。

これによれば、松平時代の山形藩における年間荷役収納額は凡そ四〇〇両から五〇〇両になるが、そのうち紅花の荷役は凡そ一三〇両から一八〇両程度で、荷役全額の三〇%から三五%を占めていたのである。この額は、松平藩の蔵入金総額からすれば恐らくは僅少のものであろうが、仮りに当時の米価相場と比較して、凡その貨幣価値を推測しよう。即ち、元禄十年の夏米の地相場は一〇兩につき三八俵から四〇俵、十三年の秋米相場は三〇俵から四〇俵<sup>9)</sup>であったから、平均三五俵とみて計算すれば、荷役一七七両の場合は、凡そ六二〇俵分の藩収があったことになる。

新庄戸沢藩では、延宝二年(一六七四)に「手形なくして一切不可相通」もの十七品を「御判所留物之覚」として領内に明らかにした。その中には紅花もまた含まれていた。享保八年(一七二三)六月に示された出判制度<sup>10)</sup>によると、大半の品目は「本メ出判」をもって留口の通過が出来たが、紅花をはじめ青苧・麻糸・紙・むらさき・あかねの六品は「新庄は問屋、清水は庄屋出判」という形式がとられた。この規定は時代に

よって多少の修正を加えられつつ後年まで継続したものであろう。

松平藩紅花荷役収入

年次	荷之口役		紅花		
	総計		出荷高	荷役	
元禄5年	138兩 <sup>3歩</sup> (183.0)	195×129文 429文)	27駄9,300文	10兩	955文
6	290.1 (425.2)	556貫 <sup>4</sup> 498文 998文)	342.7,200	128.1 <sup>歩</sup>	370
7(カ)	386.2 (490.3)	459,190 409)	473.12,000	177.1	870
8(カ)	381.0 (500.1)	525,212 512)	467.12,000	175.1	103
10	332.0 (272.1)	561,779 779)	439.500	159.3	325
11	347.1 (463.3)	396,452 352)	306.8,800		
12	314.1 (413.3)	343,402 130)	341.片馬		
13	337.2 (444.3)	361,198 432)			

注( )内ハ兩=換算 (「山形故実録」—「山形經濟志」料所載による)

出判料の徴収については「増訂最上郡史」で「藩末に近づいてからの新法らしい」と述べているが、同領の上谷地代官所史料によれば、明和・安永頃には既に徴収しているので、恐らくは出判制度の確立時代から、御判所留物に対する出判料は制定されていたものと見られる。なお、この史料に出ている平賀恵八は、明和安永期の上谷地代官であった。

紅花三拾九駄青苧三拾六駄晒蠟四駄式箇

此出判料百四拾五匁五分

内式拾九匁壹分四厘 五分一  
取次者被下申候

残百拾六匁四分四厘

(上調宛心)  
「但金貳両壹分請取 三匁六分返り銀」

右之通請取申候 以上

(明和五年)  
十二月廿二日 平賀恵八

北口町 庄屋 中

出判料というのは出荷手形の発行手数料として徴収したもので、谷地郷関係荷についての手形は、谷地北口にあった上谷地代官所で発行していたのである。この請取は各庄屋を通して行なわれたが、この請取書に見える紅花三九駄という数量は、北口村分だけであるから、局地的生産市場における出荷量としては決して少ないものではない。しかし出判料に限る収入であったから、青苧・晒蠟の出判料を加えても、凡そ二両一分ほどに過ぎなかった。

新庄領における荷役は紅花運上という小物成の形で徴収される。戸沢藩がこの制度を設けたのは、「地方勤役中萬

覚書」<sup>(12)</sup>によれば、「享保年中、小物成御取立ニ相成候由」とあるから、余り古い制度ではなかったらしい。成立当時の小物成総高は約五、五〇〇兩程度で、そのうち、青芋・綿・紅花の運上総計が一五兩二分に過ぎず、総額から見れば微々たるものであった。紅花の生産が藩領全域に及んでおらず、領内としては殆ど上谷地郷に限られた生産物であったことによるもので、藩経済を左右するほどの収入には至らなかった。

上山の松平藩の荷役制度については先にも触れた通りであるが、その徴収方法は、上山町内の二日町と新町とに紅花役所を設けてその事務に当たった。「上山藩奉行日記」<sup>(13)</sup>によると、元禄十二年（一六九九）には新町の忠兵衛が、宝永二年（一七〇五）には二日町の彦兵衛が、紅花を取り引きする紅花宿に指定された記録があり、紅花役所はこの指定宿に開設されたのである。その組織は町江納方一人、徒目付一人、斤是取一人、中間一人であるが、「取込候節至増人」の規定で、斤是取は目方を計量し、中間は役判監すなわち出荷手形に検印を捺す仕事に当たった。この外に、在方の金谷・小倉などにも納方一人を出張させているが、これは抜荷を防ぐ意味をもっていたのである。

役銭徴収額は、その年の出荷高によって不同であったことは言うまでもないが、天保十年（一八三九）の調査によれば、例年大凡「銭貳百五拾メ文内外」<sup>(14)</sup>であったという。しかし、当時既に上山藩の勸業政策は養蚕奨励に変わっていたので、紅花荷役は漸減の傾向にあったものと思われる。

### 3 荷役徴収率の更改と口留番所の整備

荷役は幕藩庁の財政々策であるから、時代の経済事情や財政の状態、或い貨幣価値の変化などによって、その率が更改されたことは当然である。大体は領主の更迭ごとに改訂されていたようであるが、村山地方のように公私領の甚だしく細分化・錯雑化している所では、流通上の支障を来さないために、改訂には公私領共に議定をもって、その

時期や賦課率を一定していた。その結果、現在知られている改訂分は別表の通りであるが、端数分については一貫目迄は無役、それ以上は一貫目ごとに元禄五年の場合は四七文、明和三年の場合も同額であった。

紅花荷の上方輸送は、大石田河岸から最上川の水運を利用するのが普通であったから、大石田に船役所を設け、ここに役人を配置して荷之口役を徴収することが、最も合理的で確実な方法であった。保科藩が寛永十三年（一六三六）に制定した荷役徴収制度は既にこの方法をとっており、藩吏保科民部・北原采女・篠田半左衛門・一瀬勘兵衛の発行した通荷手形によって大石田船役所が徴収したのである。また、寛文九年（一六六九）十月の「大石田ニ而役物之覚」<sup>(15)</sup>を見ると、新任の山形奥平藩は直ちに税法を更改し、大石田の総左衛門と七郎右衛門の二人にその徴収事務の担当を命じている。

紅花の荷之口は、必ずしも大石田河岸のみに限ったことではない。陸上の運輸交通状態が整備して来るにつれ、江戸廻り荷の陸送が行なわれて来たし、また、仙台花などで山形を通過し、大石田河岸に發送されるものが多くなったから、各幕藩領域の接点に設けられた「口留番所」が次第に強化され、陸送荷物に対する改め方や荷役徴収の一部は、その番所において実施したのである。元禄十年（一六九七）頃の山形藩の番所は、松原・新山・長谷堂・畑谷・狸森・築沢の六ヶ所、および大石田河岸に設置されていた。<sup>(16)</sup>しかしこれは、時代によって多少の変更があった。

幕領いわゆる御料の出荷物改めは、公私領全域の口留番所で行なわれたが、化政期頃の「荷物出口御料私領ヶ所附帳」<sup>(17)</sup>

紅花荷役の変遷

紀元	年号	1 駄量	荷役
1668	寛文8年	一ノ	金1歩
1669	寛文9	30	銀6匁
1686	貞享3	32	金1歩 銭 500文
1692	元禄5	32	金1歩 銭 500文
1729	享保14	32	金1歩 <sup>2</sup> 朱
1766	明和3	32	金1歩 永 125文
1809	文化6	32	永78文 1分

(東村山郡史, 北村山郡史等による)

によれば、幕府設置のものとしては大石田をはじめ一・二カ所、それに私領設置のものが左沢領一〇カ所、山形領八カ所、新庄領一カ所、長瀨領一カ所、柏倉領一カ所、上ノ山領二カ所、合計で三五カ所になっており、それぞれの役所に印鑑を渡しておいて、通り手形を改めさせている。御料として荷役を徴収するのは、勿論、御料内から出荷する分のみに限ることで、その方法は、大石田川口および名木沢口を通過する分については、通り切手の改めを請けると同時に、役永を納入することとし、関谷村・下柳渡戸村・行沢村・山寺村・関山村・黒沢村・築沢村・志津村・高野村・関根村の一〇カ所通過の場合は、役永はその荷物を指出した村方の名主に納め、通り切手の改めを請けるだけであった。その他の私領内に所在する口留番所は通り切手で通過出来たのである。

この規定は、文化六年（一八〇九）六月の「荷出御役永御取締」に際し、郡内各代官所から荷出役永の更改と共に触れ出されたものである。これ以前の紅花荷役一駄に付金壹歩永一二五文という規定は、明和年間に定められたもので、以来四十数年を経ており、社会経済の事情に適應しないものになっていた。そのために、一般に改正要望の聲が高まっていたのである。即ち文化五年には当時の金銭相場に見合う役永の改正を願ひ出たので、代官所は翌六年六月に「紅花三拾式貫目壹駄ニ付此永七拾八文壹分」と改めた。当時、公料村々から提出した「請書」<sup>(18)</sup>に改訂の事情が明らかである。以下その主要な部分を掲げよう。

差上申御請證文之事

紅花三拾式貫目壹駄ニ付

一 永七拾八文壹分

(其他十一品省略)

右者羽州村山郡村々々他国出仕候紅花外拾貳品御役永之内、安永年中ハ請負人方江取集上納仕来候処、去年中御取締方被仰出候ニ付御取調御座候処、明和年中御伺済金壹両ニ付調錢四貫文、銀は六拾匁替ニ而、其節御定之通りニ而者、当時高値故難儀仕候ニ付、今般御伺済之上、当時之相場金壹両ニ付調錢六貫四百文、銀六拾匁替之積りを以、銘々御役永当り御仕出、内三分二直下、三分一御役永書面当りを以相納可申旨被仰渡奉畏候、尤荷物他国出之節、大石田船方御役所并名木沢口・築沢口・志津口・黒沢口、右五ヶ所并御料私領口留御役所江、兼而其村々役人ハ印鑑差出置、通切手ニ品限荷数并宛所相認、荷主村役人印形之切手差出、改を請荷物附送り、右五ヶ所之外他国出口九ヶ所ハ、重立候出口江茂無之ニ付、出荷物有之節ハ前広ニ御支配御役所江願出、通切手取之口々改所江指出、御料ハ名主、私領ハ口留番所改を請荷物相通、右船方御役所并名木沢式ヶ所江ハ、荷主ハ直ニ御役永其時々相納、其外口々改所之分ハ切手斗り差出改を請、御役永ハ荷物出候村方名主方江取立置、一ヶ月限御用序御支配御役所江相納可申（以下省略）

文化六巳年六月

なお、この御請書には、別に「19継添御受印形書」がついている。その内容は、村々名主が通り切手を出す場合の事務的なこと、名主たちの御番所勤務のこと、勤務上の誓約のこと等を述べたものである。築沢村・志津村・黒沢村から差出したものを例示すれば次の通りで、若し不取締りの場合は「私共何分之義ニも可被仰付」と誓約している。

前書羽州村山郡村々々他国江出荷物、紅花外拾貳品之分、荷物差出候村々名主通切手を以差出候筈ニ付、右村役印鑑御渡置可被成候間、通切手ニ引合、荷物員数者品限委細控帳ニ相記、入念改之相通し、右帳面ハ壹ヶ月限り品限寄立置、右帳面之写江通切手其月限り御役所江差出改請可申旨、尤志津口・築沢口式ヶ所ハ、是迄有来候口

留所江名主相詰居、黒沢村者追而改所御普請可被仰付候得共、夫迄者百姓家又者商ひ店等借請、是又名主相詰相改可申候、為御取締と御役所ふ茂時々御見廻り被成候間、抜荷物等者勿論、都而等閑之義無之様入念取斗可申旨被仰渡、一同承知仕奉畏候、然ル上者、抜荷物等ハ不及申上、若不取締之筋有之義を後日被及御聞候ハ、私共何分之義ニも可被仰付、依之前書ニ継添御受印形差上申候 以上

巳 六 月

川崎平右衛門様

柴 橋

御 役 所

黒 沢 村  
志 津 村  
黒 沢 村

文化六年のこの規定では、他国出荷物通切手の認方案文や、御料私領村々口留番所の仕法等<sup>(20)</sup>についてもそれぞれ明示されて、荷役の徴収に手落ちの無いよう留意されていることが注目される。これらの規定はその後改正されることなく、幕末まで継続されたようである。

御料口留番所

一 大石田川船方役所

一 名木沢口

右式ヶ所通切手差出改を請役永可相納事

一黒沢村 一築沢村 一志津村 一関山村 一関谷村 一下柳渡戸村 一山寺村

一高野村 一関根村

右九ヶ所通切手差出改を請荷物可相通事

但役永者荷物出候村方名主方可相納事

左沢領口留

一左沢原町口 一市野沢村 一送橋村 一杉山村 一大船木村 一月布村

一栗木沢村 一船渡村 一立木村 一八ッ沼村 一拾ヶ所

山形領口留

一松原口 一新山口 一長谷堂口

是ハ三ヶ所出口之分ハ山形町問屋場ニ而通切手請取出荷物相改書替手形山形役所江承知印いたし差出候ニ付

印鑑壹枚差出可申事

一下條町口 一銅屋町口 一圓應寺町口 一薬師町口 一鉄砲町口 一八ヶ所

合印鑑六枚可差出事

新庄領口留

一古口村 一

長瀬領口留

一上ノ畑村 一 名主善左衛門



第二章 幕藩財政上の最上紅花

柏倉領口留

一 壱ヶ所 〆

但 上廿日 山形領 狸森村  
下十日 柏倉領 小白府村 二而相勤候

上ノ山領口留

一 檜下村 一川口村 〆

合印鑑三拾式通

柴橋料

村数七拾八ヶ村

名主九拾三人

一 印鑑帳 八通り

内 四通 当支配与認  
四通 川崎平右衛門支配所と可認

一 印鑑札 但 壱ヶ村当廿四通り

〆印鑑三拾式通り

右者已六月廿日差上候 <sup>(文化)</sup> 以上

紅花生産の中心地帯をなしていた山形藩の口留番所は、前記元禄頃とは余程の変更があり、この化政期頃には松原・新山・長谷堂の外は廃止され、別に城下の出入口に当たる下条町口・銅町口・円応寺町口・薬師町口・鉄砲町口に設けられ、合計八ヶ所になっていた。元来、口留番所というものは、領域経済下における領内生産物資の、他国他領

に流出することを防止する目的で設置したものであったが、当時は、凶作年以外は抜荷の取締りと、荷役関係業務が中心となっていたので、山形城下のこれら口々でも、出荷物資に対する通り手形の改めには、厳しい注意を怠らなかつたのである。

文化六年の公料における役永の改正、および出荷手続とその取締りの改正は、私領側においても当然順応しなければならぬ問題であつたから、公料代官所に懸け合い、その口留番所に対する通り切手の外に、増手形をもつて通過出来るよう了解を得ると共に、公私領間に出買いした物資の他国他領移出に際しては、集荷地所領別に行ない、自領に持ち込み発送は禁止の事を相互協定した。これは、公私領共に荷役徴収の確實を期する上の重要な問題であるから、特に確認し合つたのである。従来、山形藩では紅花の他領出買いは固くこれを禁止し、抜荷の防止に努めて来た所であるが、公料側の管轄庁と協定したのはこれが始めてであろう。

(前項省略)

一、右諸役物、御料所村々ニ而買取候荷物、御私領町村江持運、又者御私領町村ニ而買取候荷物、御料所村方へ持送り荷造致、他国出候義致間敷候、是又御料所懸合之上相極義ニ付、心得違無之様可致候、尤停止物之義者是迄之通可相心得候

(後書省略)

六月廿七日

寺社役所 印

口留番所の不正通荷或は抜荷は、陸送の場合が多かつたから、山形藩の場合の発送手順を見てみよう。紅花荷の陸

送は、江戸の需要に応ずるものか、急を要するもので、江戸を経て上方登せのものに多い。その送路は殆ど橋下から金山峠を越して七ヶ宿にかかるので、松原番所を通過するのが普通であった。領内から集荷されたものは、先ず荷主が荷問屋に発送方を依頼すると、荷問屋は町奉行所に届け出て、「出口御判」すなわち「通り手形」を受け、所定の荷役銭を徴収して発送することになる。この荷役銭は一ヶ月分を取りまとめ、月末毎に精算納入するのが慣例であった。御判請求には、町内の検断の加印も必要であったが、これは絶対の条件ではなかったらしい。他領荷については、その地の荷口役人の発行した通り手形に、町奉行の出口御判を受けて松原口を通過する。もちろんこの場合は御判だけで、荷役銭の徴収はない。次に御判手形の例を示そう。

## (自領分の例)

一紅花五駄老箇 但四箇附

正味 拾貫目入  
拾貫五百目入 拾六箇  
五箇

此御役金式両老分ト

錢九百六拾四文

右者江戸之源七ト申者御当所ニ而相調候、国元江持參仕旨、依之松原村口出御判可被下候、尤御役金錢当月廿九日急度上納可仕候 以上

(天保十五年)  
辰九月八日

宿十日町

佐藤 利兵衛

表書之通無相違可相通者也

町奉行 (印)

松原口御関所 改中

(他領分の例)

一紅花三駄巻筒

但し正味

九貫目入  
九貫五百目入  
七箇  
六箇

右者荷主織田兵部小輔様御領分天童藤吉、同所ニ而相調、江戸表江為差登申由候、則同所荷口役人々通状参申候  
依之松原口出御判可被下候 以上

(天保十五年)  
辰九月十六日

宿問屋

小林半四郎

加判検断

加藤 作□

表書之通無違相可相通者也

町奉行

松原口御関所 改中

口々の出荷役制度は凡そ以上の通りであるが、その外にもこの役に対する附課税のようなものがある。即ち、口永とか出判料と称するものである。出荷役に課せられる口永は口米を代納化したもので、口留番所の費用の一部に当てられる性格のものであるが、一旦は藩庁の収入に当てて、費用は別格に藩庁から交付されていたのかも知れない。出

判料は出荷手形の発行手数料で、他幕藩領からの通荷の場合も許可料として徴収していた。天保五年（一八三四）の「紅花運賃定法控<sup>23</sup>」によれば、当時の紅花荷役は一駄につき永七拾八文壹分で、これに対する御口永は式文三分、出判料が永八文三分の規定であったから、合計で永八拾八文七分で、新庄領の場合は御役永・出判料を加えて銀二匁、それに役方として三厘壹毛の割で徴収している。

#### 4 山形藩の抜荷防止対策

特産品の移出税たる荷役を確実に徴収するためには、言うまでもなく、移出量を正確に掌握する必要がある。山形藩が早くから紅花市の開設に特権を与え、その保護に当たったのは、商業都市としての発展を目的としたものであったが、もう一つ重要な意味は、サンベや紅花商人たちの密売買や不正移出の防止にあった。即ち、花市場以外で行なわれる取引きは、ややもすると抜荷を誘発する原因となり、それだけ荷役の徴収減を来たす結果を招くのである。

花市場の保護政策については、その項に詳述したからここでは省略するが、市場外取引きの形態は享保の末頃から次第に盛行して来る。藩庁や十日町・七日町の市場では、寛保から宝曆期にかけて、規定外の売買取引に関する禁止令をしばしば発令しているが、生産・流通機構の変化と拡大に伴う農村市場の発展という背景の下では、既にその取締りは不可能で、特定市場の衰亡は年々顕著に進行するに至った。この傾向はやがて抜荷の増加と荷役の減収ということにつながって来る。

勿論、抜荷という行為は敢て紅花のみに限ったことではなく、他領移出の商品全体に行なわれることであったから、前項でも触れたように、幕藩共に口留番所を設けてその防止に努力して来たことであるが、抜荷のいよいよ横行して来た元文期頃からその取締りを強化した。先ず、元文六年（一七四一）の二月十五日付で「諸役物中、津留外へ

致持參候ハ、其品相達候上、其町檢断共印形之上、送状以可相通候事」を傳達している。このことは旧来の規定であつて、事新しいものではなかつたが、寛保四年（一七四四）正月には、口留番所通過手続きの時間制限を行ない、夜間の通り荷を一切禁止した。「荷口諸御役物、唯今迄ハ昼七ツ時過迄も書替指出申候処、自今昼八時限御腰印被差出候筈ニ被仰出候間、御役物分昼八ツ時迄之内御腰印申請候様（云々）」というもので、従来の午後四時限りのものを、午後二時迄に繰り上げ、夕刻以後の手續きは認めないことにしたのである。

明和元年（一七六四）以来山形藩領が一時公料となつて、代官前沢藤十郎の管知する所となると、抜荷の取締りはいよいよ厳しさを加える。宝暦年間の禁止令は「さんべ共売買キケ間敷儀、一切仕間敷候」という程度の注意で済んだが、明和二年に公布した前沢代官の禁止令は、抜荷を行なつた者、および些かでもこれに荷担した荷主・荷宿に對して、罰則を設けてその励行を計つた。<sup>(2)</sup>

山形町ハ出荷物之儀、馬附ケ其外背負荷物類之売荷物、抜荷有之趣相聞候、不依何者已来抜荷物見付ケ次第、追落候者有之者、御役錢斗取立、其荷物被下候間可得其意候、尤抜荷物為致候荷主者不及申、右荷宿共後日ニ相聞候者越度可被仰付候条、得其意町々裏家・店借并寺社門前等迄、急度可申触置候（云々）

酉四月二日

前 藤十郎

北条長左衛門

翌三年六月七日には、より厳しい布達を出した。その令文中に「此節者專諸出荷物有之時節（云々）」と言つてゐるが、この日付は太陽曆の七月十三日に当たつており、紅花の出荷期になつてゐた。この布達では前年通りの違反罰

則の外に、前令同様「山形町口々江、抜荷改之者差出候得共、猶又追落候者江者、御役錢斗取立、右荷物ハ為御褒美被下候<sup>25)</sup>」と、抜荷の発見を一般にも協力方を求めているのである。

山形町内から抜荷を根絶出来なかつた理由として二つ考えられる。その一つは花市場の項でも触れたように、町内の花買人共が他領に買い出し、その地で干花に加工して、その地の荷主と馴れ合い出荷をすること、その二つは他領の花仲買人が生花のまま無役で他領出しをすることである。前者についてはしばしば触れて来たので多言を要しないが、その取締りの方法としては、他領買いの生花は「城下江引取干上候様」に目早どもから懸け合うこと、若し「無掬子細有之、他所ニ而干花いたし度節者、願之上受差圖」けることと規定した。そして寛政九年（一七九七）五月の布達では、「紅花者当所産物之第一ニ而、生花干上ケ迄之手入ニ者、幼少之男女迄も夫々渡世に相成、所々潤ひに相成候事ハ何も存知可有之事（云々）」と、条理を尽くして抜売買の禁止を論ずるのである。<sup>26)</sup>

第二点の生花他領出しは、合法的には無役であるが、こういう制度を悪用して、公然と抜荷を行なうことが可能であつた。このため、秋元藩庁では寛政四年五月と同八年六月の二回に亘り、無役他所出しを停止すると共に、他所商人に対しては、生花を干花に換算して役錢を徴収するという旨を布達した。<sup>27)</sup>

生紅花無役ニ而他所江出候趣相聞候、以来生紅花たり共無役ニ而他所出シ候義停止候、併他所商人当所ニ而紅花相調、口々津留外江持送り候ハ、生紅花拾貫目ニ而干花壹貫目之割合ニ役錢差出可相通候、左茂無之罷通候ハ、津留番々相答候之様申渡候条、此段可得其意候

一、さんべたり共前条同断

一、差急候品故、通り手形ニ者不及候得共、紅花相調候者ハ貫目何程ト申候書付取之、右書付も役錢一所ニ津留

番人江貫目相改、過貫目有之候へ、其貫目有たけの役錢可相納事

但津留無之口々者、其所之名主・檢断江相断、役錢相納可通事

(改政四)  
子五月廿四日

山形における花市場の特権は、抜荷を防止しようとする藩の政策を背景に發展したが、天明の初期には既に七日町の市が廢絶し、十日町もまた衰微の一途を辿ったことは、關係項で明らかにした通りである。これは全く社会經濟の変動に基づく現象で、藩庁や町役が如何にその復興に努力しても、最早望み得ない情勢であった。抜荷禁止条例の矢継早やの公布は、市場政策に代わるものであったが、単に生産・流通の激しい変化に対応出来なかつたのみならず、藩財政の貧困に食い込んで、特権商人に成長しているものが多い領内の業界には、禁止令も一片の通牒として、何等の権威も持つものではなかつたらしい。

藩庁として見れば、紅花の抜荷はたしかに財政に影響する所が大きかつたに違いないが、さらに重要なことは、抜荷の悪風が紅花の場合のみに限らず、他の商品役物にも累を及ぼす恐れのあることであつた。秋元藩ではこの点を特に理由付けとして、享和三年(一八〇三)九月に次の通達を出し、「此旨前々其向江者申置候得共、未行届候哉ニ付、猶又申達候間、能々相弁可申候(云々)」<sup>(28)</sup>と、哀願にも似た申し渡しを行なつたのである。

城下商人干紅花或者葉煙草等之内、役錢相納候を厭ひ候哉、他村江馴合出買致し、其所ノ荷造揚登せいたし候ものも有之哉ニ相聞、不埒之事ニ候、役錢損失而已ニ拘り候義ニ無之、外役物茂右ニ准シ、自然猥之基ひニ相成候義ニ付、以來他所出買致し候共面々之住所江引取、駄數・貫目等相改、定之役錢相納候上ニ而訴出可申候、乍



去、若差障意味有之者、願書を以可申出、糺之上筋合相立候へ、願通可申付候、此旨前々其向江者申達置候得共、未行届候哉ニ付、猶又申達候間、能々相弁可申候、此上心得違之もの有之旨相聞候節者、糺之上申付方有之候之間、兼而其旨可存候、尤他所商人たり共、当所止宿ニ而他村江罷在干紅花仕入候もの共江者、其宿々ニ而右之趣申合、心得違無之様可致候

九月廿一日

しかし、既に権力的な支配力を失いつつあった藩としては、流通の機能を握る大規模荷主の了解と支援を得て、画期的な専売制でも施行しない限り、この悪弊の進行を阻止することは全く不可能の状態に陥っていたようである。

## 5 公領代官の市場統制策

前記、文化六年の荷役銭の改正および荷之口の整備強化の基をなしたものは、請書の中にも現われているように、明和三年（一七六六）の規程で、紅花や青苧を含む小商品の移出、或は荷役徴収法に対する幕藩の統制的な態度が明確に打ち出されたことにある。村山郡にとつての明和期は、色々な意味で画期的な時代で、統制を強化せざるを得ない原因があったのである。

先ず行政面では、最上家以来藩領として統治されて来た山形が、明和元年（一七六四）に藩主松平乗佑が三河国西尾に転封以後、短かい期間ではあったが、同四年に秋元家が来城するまでの満三年余、始めて公料に編入されたのである。村山郡内における私領の公料化政策は、領主の交替毎に強められて来たのであるが、明和の山形藩領の公料化によって、村山郡内の主要部分殆ど幕府の直轄する処となった。その中には紅花の中心的市场をなす山形をはじめ、

主要な在郷市場と生産地が含まれており、そういう地帯を直轄下において、生産と流通を把握しようとする幕府の計画的行政であったと見られる。

しかし、当時の村山郡内の経済事情は、幕府が考えたようなものではなかった。宝暦五年（一七五五）の大凶作を中心とする停滞的な凶作の影響を受けた生活の逼迫は、明和期に至っても回復していなかった。山形が公料になった時は、会津城主の松平肥後守容頌の預り地として、前沢藤十郎が代官に任命された。この前沢が着任早々年貢滞納の夥しい状況を見聞して、その原因の調査を行なった。その結果判明したことは、京都の紅花問屋の非理不法の独占的処置に禍されて、農村が甚だしく疲弊したことであった。これが凶作の影響と重なり合ったので一層その生活が窮迫し、前年度の最後の納期たる紅花収穫期に至っても「納方遅く、御上より御催促有之候得共、兎角及延引」という状態が続いていたのである。

幕藩庁の財政を苦しめたものは、こうした夥しい滞納の問題ばかりではなく、事実上の収納額の減収という問題があった。一つは生産者の抜荷―すなわち密売であり、一つは荷役徴収役人の不正によるものである。この二つは特に口留番所の通過荷に多く見られる脱税行為で、取締りも困難な事情にあった。こういう違反を犯すようになった原因は、生産者に言わせれば、京都の間屋たちの暴利収奪によって生ずる収入減に対する反抗的手段であった。

生産者はこの問屋制度の廃止を幕府に訴願した結果、明和二年七月にその目的を達したが、抜荷の取締りや荷役徴収の権限は、生産地代官の責任に属したことであるから、山形藩領の公料化を機会として、制度の改正を行ない、徴税の確実化による増収に力を注ぐことになったのである。この方針を具体的に進めるには、公料の拡大されたこの時点が最も好機で、一挙に支配的統制を加え、直轄地の生産と流通とを適確に把握することによって、幕府の財政的基盤を確立しようとしたのである。この立案は紅花問屋名目の禁止直後から柴橋代官会田伊右衛門、旧山形領代官前沢

藤十郎、尾花沢代官柴村藤三郎、寒河江代官宮村孫左衛門（漆山・長瀬・東根の各陣屋をも支配）の四人の審議によるもので、幕府勘定奉行の許可を得、明和三年（一七六六）正月に一斉に管下郷村に触れ出された。<sup>(2)</sup>

覚

（二品省略）

一紅花役

三拾貳貫め老駄ニ付

金壹分永百貳拾五文ツ、

壹ノめ内ハ無役

但老ノめ以上ハ老ノ目ニ付錢四拾七文ツ、

（一〇品省略）

右者羽州御料之村々商荷役之儀、直段不同之品多候間可遂吟味旨、去酉年(明和二)被仰渡候ニ付、同役申合、支配所限令吟味候処、別段之子細も無之、私領上地之村々相交、引有を以取立来候ゆへ、当時ハ直段区々ニ相成候ニ付、其趣相伺候処、当戊年(明和三)ノ書面之直段を以一同ニ諸荷役可取立、但金壹兩ニ付銀者六拾匁、錢者四貫文替之積たるへき旨被仰渡候間可得貴意候、且只今迄荷役取立之儀、村方より役所江通切手願出候分ハ、手代駄数相改役金取立通切手相渡候も有之、又者村方ニ取立人有之、駄数を改、通切手も其者ノ差出、老ケ年分ノ取立金を一集ニ役所江相納来候も有之、或者取立人江十分一を被下、又者不被下候茂有之、区々ニ而不取ノ旨相伺候処、向後者村方之取立人ヲ相止メ、支配所限役所ニ而相改荷役取立、私領之口留番所江も手代之印鑑を差遣置、通り切手相渡候

様被仰渡候間、其旨令承知、猥なる儀無之様可相守もの也

戊 正月

宮村孫左衛門

羽州村山郡村々名主組頭年寄

この「覚」では、流通や徴税面での不正問題については直接指摘せず、改訂のねらいを「私領上地之村々相交、引有を以取来候ゆへ、当時ハ直段区々」と、郡内における荷役銭の徴収基準に混乱を来たしていることを重視している。これを矯正するために、従来の諸荷役銭を改訂し「当成年々書面之直段を以、一同ニ諸荷役可取立」旨を規定して、その統制化を図った。第二の要点は荷役徴収の手續の改正である。これまでの仕来りからみると、村々によって相異があり、「村方より役所江通切手願出候分ハ、手代駄数相改役金取立、通切手相渡」す所もあり、また「村方ニ取立人有之、駄数を改、通切手も其者々差出」す所もある状態であった。こういう不統一な行政こそ抜荷の横行や、村役人の不正を醸成する原因ともなったので、それを改めて「支配所限、役所ニ而相改荷役取立」ること、私領の口留番所には「手代之印鑑を差遣置、通切手相渡候様」にして、徴税の確実を期したのである。

しかし、この新规定の実施は必ずしも順調ではなく、一部の生産地帯に抵抗が起きていることが注目される。明和三年五月に宮村孫左衛門代官の支配下にある長瀬陣屋附三八ヶ村から提出された「荷出口銭御免願」<sup>30</sup>などはその代表的なものである。元来、この地帯から生産される「紅花・青苧・たばこ三品之儀、村々ニ而荷作仕酒田湊江差下候直売之分、前々々村々名主送り状を以附送口銭差出候」というのが慣例で、生産者の直売りに対する処置は非常に寛大なものであった。特に口銭の徴収などは村々名主によって適当に行なわれていたのである。

こういう慣例は、農村内部に干花加工業が成立する宝暦前後から次第に一般化したものと見られる。加工業に参加

出来た農村の豪農商たちは、干花の売買取引には、山形や在郷の旧来の市場組織を通さずに、直ちに酒田湊に差下すという直売買の形をとるようになったのみならず、青苧や煙草の如きは無口銭も黙認されていたのが実情であった。この二品は一駄の単価が低廉であったから、正規の荷口銭を掛けられることは、生産者の経済が許さなかつたのである。

正月に発表された「覚」に対する反発は主として旧慣習の復活に向けられた。史料が不足で事情はつかみにくい<sup>(32)</sup>が、同年三月頃には長瀬陣屋附村々の代表が協議しており、その結果の一部と見られる史料に、当時の相場と荷口銭の関係について「重もなる産物は紅花・青苧・煙草の三品にて、当時の売買代価は紅花ハ壹駄ニ付三拾兩、口銭ハ金壹分永百貳拾五文、青苧ハ壹駄ニ付七兩、此口銭壹分銀拾貳文八分、煙草ハ壹駄ニ付壹兩程、此口銭貳百四拾文つゝ相納申候(云々)」とある。これを見れば紅花は別として、青苧や煙草の場合のその値段に比して荷口銭率が非常に高率を示しており、従来慣例から見れば、生産者の容認出来るものではなかつた。そこで出されたのが「口銭令御免願」である。その願書は目下発見されていないが、同年五月に代官宮村孫左衛門から江戸勘定奉行所に出された「伺書」にその大綱が述べられており、さらに宮村代官の意見として願の筋の妥当性を認めている。

## 羽州村山郡村々

## 荷出口銭御免願ニ付伺書

右者羽州村々々差出候諸荷物口銭之儀、去酉年増方吟味之上、<sup>(別紙)</sup>当国差メ之ため、役所々口留番所通切手相渡、口

錢役所江取立候積、会田伊右衛門・前沢藤十郎・柴村藤三郎・私連名を以奉伺御下知相受候処、御代官所長瀬陣屋附三拾八ヶ村々差出候紅花・青苧・たほこ三品之儀、村々ニ而荷造仕酒田湊江差下候直売之分、前々々村々名

主送り状を以附送口銭差出候処、此度役所切手ニ相成口銭差出候而者、作物仕当ニ合兼、御年貢ニも引足不申村方困窮仕候間、是迄之通直売之分者口銭御免、村々名主送り状を以附送候様仕度旨相願候間、吟味仕候処、右村々々東根・天童・大石田三ヶ所三市場江差出候分者、市場ニ而買請候商人共荷作仕、切手取立口銭相納来候得共、村々ニ而荷作仕酒田湊江差下、直売候分者口銭差出不申候段村方申立候通紛無御座候、右村々畑作之儀、紅花・青苧・たはこ土地相応ニ付作付仕、酒田湊江積下、代金を以御年貢納来候、勿論、酒田湊江下候中ニ者運賃藏敷等之引方も御座候処、青苧者壹駄ニ付金七兩程、此口銭金壹分銀拾式匁八分ツ、たはこ壹駄ニ付金壹兩程、此口銭式百四拾文ツ、新規ニ相納候而者、畑作仕当合兼、御年貢ニも引足不申、村方困窮ニ相成候義相違無御座候、右二品之儀者是迄之通口銭差免候様仕度奉存候、紅花之儀者壹駄ニ付金三拾兩程、此口銭金壹分永式百五拾文ツ、取立候ニ付、差而難儀ニ相成候筋ニも無御座候間、以来紅花者直売之分者、口銭取立方之儀も是迄々相増候、尤取メ之ためニ御座候間、二品直売之儀も切手之儀者役所々相渡候様仕度奉存候、依之奉伺候 以上

明和三年五月

宮村孫左衛門

御勘定所

即ち、生産者側の要求する第一点の口銭免除に対しては、この地帯の生産性と収益の状況、さらにこの収益と貢納の関係から見れば、青苧やたはこの場合は、「通口銭差免」が適当であるという意向であった。この二品は単価の低廉な所に新たに高率の課税になっているので、代官も「新規に納め候而者、畑作仕当合兼、御年貢にも引足不申、村方困窮ニ相成候儀相違無御座候」と、生産者の願意を容認せざるを得なかったのである。

これに反し、紅花に対してはその見解を異にする。即ち、当時の紅花直段の相場が凡そ三〇兩とすれば、課税額の金壹分永式百五拾文は「差而難儀ニ相成候筋ニも無御座」と見ている。まして当時の生産上昇の状態からすれば「紅花者直売之分者口銭取立方之儀も、是迄相増候」筈であるから、荷役の徴収は規定通り行なって然るべきであると述べている。

ただ生産者側の要求する徴収方式の復帰については、代官所も承認するわけには行かなかった。もともとの新規定の根本をなす考え方は、荷役銭の増収にあり、そのためには、前記のように抜け荷や村役人たちの不正を除去すること、荷役銭を直接役所において徴収することによって、従来の区々な課税方式を改め、在方における農業生産の商品流通を掌握しようとするのであったので、この点の要求を入れることは、改正の精神を全面的に放棄するに等しい。宮村代官が伺書の最後に、紅花の場合は勿論「取メ之ために御座候間、右二品直売之儀も、切手之儀者役所相渡候様仕度奉存候」と言っている所以は、全くここにあったのである。

この伺書に対して、勘定奉行所がどのような決断を下したか、徴すべき史料は見つかっていない。しかし、村山郡内四代官連署を以ってこの年の正月に御触れを出したばかりの改正令を、僅か五ヶ月後に、宮村代官配下三十八ヶ村のみの要求で変更されたかどうかは疑わしい。ただその成否は別としても、宝曆・明和期頃から農村の商品生産が急速に高まって来たこと、農村内部に干花加工業者が勃興して来たこと、それに伴って在郷市場が発展し、集荷業を兼ねる上層農民や地方荷主たちの「直売り」の傾向が増大して来たことなど、生産と流通の著しい向上と変化を見ている現地の代官としては、これを一方的な権力をもって掌握することの困難さを認めざるを得なかったということを重視しなければならないであろう。

- (1) 山形県史 (新) 「鶴城叢書下」
- (2) 山形県史 (旧) 第一卷
- (3) 山形市史編集資料第七号保科家「家政実記」
- (4) 著者蔵「最上記」
- (5) 山形県史(新)「雞肋編下」
- (6) 西郷村史所載「羽島家文書」
- (7) 同前  
「嘉藤家文書」
- (8) 山形経済志料 第四集
- (9) 柴田秀夫家蔵「大町念佛講帳」
- (10) 増訂最上郡史
- (11) 明治大学刑事博物館「細谷家文書」
- (12) 増訂最上郡史
- (13) 上山繁昌記所載
- (14) 西郷村史所載「嘉藤家文書」
- (15) 東村山郡史
- (16) 山形古実録
- (17) 明治大学刑事博物館「山口村文書」
- (18) 北村山郡史、中山町史資料編(兩者照合訂正)
- (19) 中山町史 資料編「秋葉家文書」
- (20) 同前
- (21) 山形市史史料二「事林日記」
- (22) 三春伊佐夫氏蔵史料
- (23) 山大博物館蔵「二藤部文書」



(24) 〱(28) 山形市史料編「事林日記」

(29) 北村山郡史

(30) 〱(32) 明治大学刑事博物館蔵史料

## 第二節 金納源としての紅花収入

### 1 貢納米の金納化

封建制度下における幕藩の貢納徴税の基本が、近世を通じて米という現物納であったことは、ここに改めていうまでもない。これは、物資流通の極めて未熟な領国的経済政策の下にあっては、最も必要かつ確実な徴税方法であった。しかし、米の隔地輸送には幾多の不便と困難があり、それに伴う弊害があったのみならず、近世中期頃から急速に発展して来た貨幣経済が、上層階級の日常生活に滲透して来るにつれ、幕藩庁では次第に高率徴税と同時に、物納の金納化の問題を取り上げる必要に迫られた。即ち、増徴の問題は「定免制」の施行となり、金納化の問題は「石代金納制」の強化という形で現われて来たのである。

このうち、高率徴税は当然の結果として、農民のいわゆる作徳米の減少を招き、現物納制を維持している地帯であっても、完全貢納を果たし得ない状態にしたので、農民自体から「石代金納願」を行なわざるを得なくした。特に畑作地帯での現物貢納は、夫食の不足を来たす恐れが多いので、石代金納を要望する声が高かった。安政六年(一八五

九) 四月に、山口村(天童市)外七ヶ村の名主たちが連署して、柴橋代官林伊太郎に対し石代納方を願ひ出たが、これをうけた代官は、幕府勘定所にその指示を請うた。その際の「御廻米之内石代金納伺書」を見つくと、石代納の一般化して来た歴史的な推移について、次のように述べている。

(前略) 書面村々之儀、山内又者山附畑勝、夫食拂底之土地柄ニ付、最寄村々々買足相統致し候ニ付、往古ハ御年貢皆金納ニ候処、寛保度松平大和守上知之節、畑方金納・山方金納・下米金納願・青米金納・不熟米金納等之名目を以て石代被仰付、寛延年中、金納直段羽州山形外四ヶ所上米平均値段江三斗高、山口村者定石代之外、其之餘村々をも願石代之名目を以て、御廻米之内歩通ニて金納被仰付来候処、天保五年大貫治右衛門支配之節、都而皆御廻米被仰付難洪申上候へとも、利害之趣も有之難默、山口村定石代之分相除き、皆米納ニ取計候へ共、皆御廻米相成候而へ、眼前村方相統難出来候ニ付、翌末年々願之上、御廻米之内定式ニ臨時石代納被仰付、相統罷在候(云々)

このように金納制が一般化すると、一部の余剰米は当然商品として流通面に乗じ、換金化されるのであるが、それは地主的土地所有者に限られたことで、余剰米を持ち得ない中小自作農や自小作農、さらに小作農階層者には縁の薄いものであった。そこで、米穀による現金収入の低い農民は、畑作による商品的換金作物の増収に力を注ぎ、田を畑に転換する傾向さえも強くなった。村山地方の畑作商品作物には、紅花・青苧・煙草・漆などがあるが、年度の納税完了が翌年六月頃をもって極限とすれば、農家にとって、その頃の最も有力な財源となるものは、紅花以外になかった。幕藩の税制には「本途」と称する正税の外に、「小物成」と言う雑税・附加税があったが、幕藩の場合はこの小

物成の大部分が貨幣納になっていたから、これらも殆ど紅花の売上代金をもって充てるのが慣例になっていた。

## 2 堀田藩の高掛金と紅花収入

各藩庁では徴税源としての紅花収入は早くから重視して来たことで、延宝七年（一六七九）六月に山形の奥平藩庁が夫食払米代の返納督促を行なった際、「前方申渡候通、夫食御払米代金、紅花売立次第取集、青山半左衛門方へ可被相納候」と令し、翌七月には再び「其村兼而断有之紅花・青苧等拂可申候、何と而夫食金遅り被申候哉」と、村々役人にその遅延を厳しく詰問している。藩庁としては、紅花の生産期に一举に未納分の解決を図ろうと焦っている様子が窺われる。

もう一つ、山形堀田藩の場合を見よう。未納分の取立てを紅花期においたことは前者同様であるが、必ずしも完納を見るまでには行かなかつた。生花の売り代金は取引きと同時に生産者に支払われるのが普通であるが、荷主や買継間屋と京都の紅花問屋との決済は早くても秋口になるので、生産地全体としての完納能力は、生産地における取引期と一致するものではない。そういう事情を考慮せずに取立てを強行しようとする問題が生じた。この督促に接した村方は、新手の対策として紅花や青苧の現物を抵当として藩庁に提出し、上納の延期を願い出たり、或は現物をもつてそのまま代納にしようと試みたこと等もある。享保十五年（一七三〇）は特殊の例であるが、開花期の六月中旬は連日の降雨で、花は殆ど腐り、干花の出来も甚だしく不良であった。そのために生産量も少なく、上納金の目あてもつかなかつた村方は、堀田藩庁に対して紅花の抵当納入を願っている。しかし、勿論それは藩庁の許可にはならなかつた。

堀田家とても財政は不如意であつたが、特に初代正虎は、享保十四年十月に大坂城代を命ぜられ、その赴任の途中

において、翌年正月二十三日伊勢亀山で急死、二代正春もまた十六年二月九日に卒去という不幸続きで、財政的にはいよいよ窮迫したらしく、御城米の酒田入質も目立って多くなっていた。この借入金返済のために、正春卒去後間もない三月に、領内各組に対して高掛金の賦課が申し渡された。例を岡組(岡村外)にとれば一三三兩二分余で、この村負担金及び分納額・納入期限などは、下表の通りに指示された。<sup>(3)</sup>

しかし前年の紅花不作の影響などで、農村の経済事情が悪く、この上納は第一回分からその予定に達せず、藩庁の苦慮も深刻であったと見え、大庄屋を通じて再三の催促が行なわれている。特にこのたびの高掛金は現金を必要とするものであったから、前年の如く、農民・村方から現物引当願の出されることを警戒した藩庁では、先手を打って、四月末には早くもその禁止を触れ出すという有様であった。<sup>(4)</sup>

享保16年 岡組村々高掛金

組内村	高掛金		分納額及上納期限					
			一期3月25日	二期4月10日	三期4月25日		切上納	
			両分	文	両分	文	両分	文
岡村	8.3	永 45.84	3.0	3.0	2.3	永 45.84		
土橋村	12.0	235.02	4.0	4.0	4.0	235.02		
中野目村	13.2	22.90	4.2	4.2	4.2	22.90		
南蔵増村	31.3	9.08	10.2	10.2	10.3	9.08		
北蔵増村	29.2	222.32	9.3	10.0	9.3	222.32		
高野村	3.2	53.98	1.1	1.1	1.0	53.98		
窪野目村	14.0	91.28	4.3	4.3	4.2	91.28		
今町村	7.1	148.46	2.2	2.2	2.1	148.46		
大清水村	12.1	204.92	4.0	4.1	4.0	204.92		
小以	132.2	1,033.82						
永金直シ	133.2	33.82						

(中山町史資料編一柏倉九左衛門家「御用帳」による)

則

(前二項省略)

一紅花・青苧引宛候儀、是又不罷成候、去年中引当を相願、上納及延引候間、当年ハ兩品引当之願決而不罷成候

四月

清右衛門

弥次右衛門殿

最初の頃の藩庁の督促は割合に穏便で、例えば四月二日の状況の如きは「殊之外御質入米請返シ金指支候間、早々相納候様」の程度であったが、四月の末頃になると「以之外不足ニ相納候、ケ様ニ組下村々未熟ニ取立候而ハ不埒千万成事ニ候、嚴敷申付早々取立上納候様」にとか、或は「三度之日切も相濟候所ニ不納之段、以之外不届至極之由、奉行中ニも被申(云々)」とか、大庄屋に対して配下村々への嚴重な督促を指令するのである。五月に入ると、未納村々に吟味役人が巡回して直接督促に当たったが、五月二十四日から始まった吟味は特に厳しかったらしい。岡組の大庄屋、柏倉九左衛門などはこの事態を憂慮し、配下村々に次のような書状を出して、早期円満解決を望んでいるが、これも完納までには至らなかった。

高掛御用金不納為御吟味之、御代官様御上下七人ニ而、昨廿四日松原(松原組)江被遊御出候、夫々段々不納之組江御廻被遊候様ニ被仰候間、何とそ其前ニ上納可有之候、又候御吟味請候へ而ハ以之外ニ候條、随分村々御出精取立、早々上納皆濟無申迄候 以上

五月廿五日

柏倉九左衛門

このために、命を受けた九左衛門は日夜奔走しており、六月五日の通知書によると「北蔵増・高野不納之者共召

連、明六日四ツ時（午前一〇時）、南藏増へ御越可有之候、窪目・今町・大清水は屋が相廻り可申候間、不納之者共他出不申様ニ御申付置可有之候」と村々庄屋に触れており、不納者に一々面接して督促に努めたが遂に完納にまで漕ぎつけることは出来なかつた。結局、藩庁役人としても大庄屋としても、最後の期待は紅花にかけられたのである。

高掛金相残候分、紅花前近寄候ニ付、頃は餘り催促も不致差置申候、最早紅花咲候間、早々取立上納致候様ニ、村々庄屋共江可被申付候、此節油断被致候而は申分ケ有之間敷候、随分可被申付候、尤居掛之村ハ皆済被致候得共、藏増之方大不納ニ候間、急度可被申付候 以上

六月十七日

吉原増右衛門

柏倉九左衛門殿

右之通被仰付候間、紅花代金を以急度取立、一兩日中ニ皆済可有之候、此節遲滞候得而ハ申分ケ無之候間、随分御出精皆済可有之候 以上

六月十八日

柏倉九左衛門

南北窪 今 大（村々庄屋衆宛）

高掛り御用金之儀、紅花も出候所、一切村々が上納無之由、以之外ニ此間も被仰付候間、早々取立上納皆済可有之候 以上

六月廿一日

柏倉九左衛門

南北窪 今

村下ニ印形留め御戻し可有之候

尚々大清水村へハ別紙申越候 以上

先日も申触候通り、高掛リ金納残段々日延ニ致置候、最早御差支共有之候間、当月中ニ不残納候様ニ村々江可被申付候、尤少残候村々ハ明日致持參、皆済致候様ニ可被申付候 以上

六月廿六日

吉原増右衛門

柏倉九左衛門殿

右之通被仰付候間、高掛金納残之分早々取立、明日皆済可有之候、紅花も終ニ罷成候所、此間ハ一切上納無之旨  
以之外ニ候間、紅花代錢取立、明日中ニ皆済可有之候 以上

六月廿六日

柏倉九左衛門

南北 窪 今 大

右村々庄や御衆中

追啓 中野目村・高野村右両村へ申入候高掛金、御皆済之様ニ承候ニ付、前書村付ニ載不申候、若少々も懸御座候ハ、明日中ニ御上納可被成候、以上

紅花代金の収入期をねらった強硬な督促によって、九月の初め頃まで漸く完納に近い成績を納めることが出来たが、九月四日に締め切った所では、まだ「蔵増村上納金三分五百文ほど不足ニ相見」える状況であった。この頃は領内上郷の組々も殆ど完納になったのにも拘らず、岡組の蔵増村だけが遅れた理由は不明である。この村は最上河畔に畑地を所有し、農産諸商品の多い所であるが、特に高額所得は紅花で、上納金は例年紅花の売上代に依存していたのである。しかるにこの年は村山地方は大旱害で、一般に紅花の生産駄数は不足したが、こういう年は、紅花をもって換

金の中心作目としている地帯の現金収入が予想外に少なかったことは言うまでもない。蔵増村が最後まで残った原因の一つは、この辺にあったものかと思われる。

### 3 戸沢藩財政の紅花収入依存

このように、藩が徴収すべき貢納金や払米代金等の上納期限を、商品作物の換金時期に合わせたのは、敢て山形藩に限ったことではない。新庄・戸沢藩は、藩領凡そ六万石のうち、凡そ四万石が寒冷地帯たる現在の最上郡にあつたため、米穀その他の生産性が低く、その商品化率も低調であつた。従つて、藩の経済維持のためには、残り凡そ二万石の藩領たる上・下両谷地帯にかける期待が大きく、前金納は勿論、御用金或は才覚金と称して、絶えず莫大な割付けを行なつた。この地帯は新庄藩の穀倉地帯であるのみならず、紅花の主産地を形成している地帯でもあつたからである。

左表に示した前納金は若干の例であるが、その殆どは藩主在府中の費用か、或は藩の御納戸金不足に充当するものであつた。安永九年（一七八〇）の例を見ると、藩財政窮乏の折から「くり合せ六ヶ敷き私共手元故、江戸へ為登金之内、此方御役所入用に遣い申し」、江戸為登金に不足が生じたから、翌年分の上納米金等の繰り上げ納付方を、上谷地郷北口代官・門屋永蔵を通じて郷民に命じている。

最初代官にその意向を達した月日は不明であるが、恐らく五〜六月頃であつたと思われる。これに対して門屋代官は、農家はまだ紅花の収穫前で時期が悪いこと、しかも今

蔵増村田畑耕作状況

組別	年代	田耕地	畑耕地	畑作物
蔵増村南組	天明8年	町反畝歩 37.2.5.5	町反畝歩 43.7.7.27	大小豆、紅花、煙草、荳、麦、大根
全北組	全	96.8.9.28	115.7.2.5	大小豆、紅花、煙草、荳、麦、蕎麦、菜、大根

(村方差出明細帳—秋元家文書による)



第二章 幕藩財政上の最上紅花

年は紅花の生育が不良で、減産が予想されることを理由に、前納金の要請は無理なことを報告した。この報告に接した藩庁では「先納金の儀、花前ニハ成兼可申段被仰聞、猶又当年紅花大違ニ而、中々急々上納致兼可申旨被仰聞、御尤之御事委細承知」と、その実情を認めながらも、財政計画としては既に「先納金を江戸為登金ニ含置」という事前措置をもつて進めていることであるから、六月晦日まで是非上納するよう督促方を依頼すること両三度に及んでいる。その結果は明らかでないが、六月晦日は太陽暦の七月三十一日に当たっており、生産農民への売上げ代金は既に支払われていた筈であるから、この要求に応ぜざるを得なかったものと思われる。

戸沢藩が窮乏化せる財政を補填するために、あらゆる機会に農民の紅花売上げ代金を狙って搾取したことに對しては、直接生産に従事する零細農民の反撥を買ったが、紅花商人や荷主を兼營する地主層にとつても、花時の上納は甚だ迷惑なことで、藩庁や代官の要求を拒否して、郷村市場の發展と農民の經濟を守ろうとしている。例えば、文政五年（一八二二）六月に戸沢藩の江戸表御用として、上谷地郷村々に百三拾兩の先納金を申し付け、その月の十五日（太陽暦八月一日）を以て納期としたのであるが、上谷地郷にとつてこの時期は、正に干花の集荷期に当たっていたので、紅

上谷地郷9カ村先納金割符例

年 度	割符金	理 由
安永8年	150兩	
9	75	藩庁諸雑用
文化元	150	盆前江戸為登金
4	(不明)	松前騒動、戸沢藩300人出張
5	500	藩主入部雑用
13	300	藩主江戸出府入用金
文政3	500	藩主江戸大役被仰付
5	130	江戸表入用金
〃	150	江戸為登金
6	500	
10	95	
〃	400	
11	300	
〃	250	江戸為登金
〃	365	
天保8	588	
〃	200	江戸御用金
弘化5	300	
嘉永元	650	

(鹿野家蔵「御用留帳」による)

花荷主級の地主たちは「当時ハ花仕入ニも相成候事故、何レ茂十五日迄ニハ調達も六ヶ敷」旨を申し立て、藩庁の要求を拒否している。紅花仕入金<sup>①</sup>の不足は当然生産者に対する支払いの遅延を来し、その結果は、生産者の再生産の意欲を殺ぎ、市場の衰微を招くことを警戒したからに外ならない。

しかし藩庁側の態度は飽くまでも執拗で、「度々之儀故、催促がましく御役方御遣候儀甚だ氣之毒」と、一応は表面的な儀礼を繕いながらも、「此度ハ別而御急場之御様子之趣ニ相聞（うかが）ひ候間、右之所ハ何も格別ニ働キ呉れ候而、是非非十五日上納之程、宜敷御願申入れ候」と、村々庄屋衆に懇願し、遂にその目的を達した。この年の先納金はこれだけで済んだ訳ではない。七月十七日には藩主上府費用として百五拾兩の追加徴収が申し渡されている。しかもその上納期限が同月の廿二日というから、村方では僅か五日間に調達しなければならなかった。これに対する村方の反応は不明であるが、紅花の利潤部分、再生産のための剰余部分は、この二回の前納金によって全く吸い上げられてしまったに違いない。

近世中期以後の戸沢藩の財政的窮乏は深刻で、殊に宝暦や天明の凶饑以後は甚だしかった。そのため、当時、江戸で鍋釜類を新調した場合「戸沢と書けば金気が早く抜ける」という評判さえ立ったという笑えない話さえ伝わるのである。この窮乏を乗り切る唯一の手段として、上納という形の収奪が農民に向けられた。これに対する農民たちは、諸役銭の滞納という消極的で無言の抵抗を試みたのであるが、いよいよ紅花の収穫期が迫ると、藩庁や北口代官から滞納金の督促が行なわれるのが常で、郷村の経済事情を熟知している現地代官や、徴税事務を直接担当する村方役人の立場は、例年苦境に立たせられた。

例年、只今頃ハ諸役錢上納有之所ニ、当年ハ一切沙汰無之候、先月ハ紅花も売買有之候由及承候、只今之節取立不申候得而ハ、青苧迄ハ遠き儀ニ御座候、御役所ハ毎日我等（北口代官）方へ御催促ニ候故（云々）

寛延二年（一七四九）六月

紅花も段々過候様及承候、役錢御取立上納可被申候（云々）

宝曆二年（一七五二）六月

最早紅花最中、役錢取立之時節ニも有之候間、先ツ、去年之村割之通り取立指置（云々）

宝曆九年（一七五九）六月

最頓紅花之時節ニも相成候間、出入金此節御取立有之候ハ、一兩日中ニ可遣候（云々）

以上、若干の例を示したが、山形と新庄の二藩が、藩財政の一部を担当する諸役錢の徴収に際し、商品として換金価値の高い紅花の収入を如何に重視し、それをもって、如何に重要な徴税源と考えたかが伺われよう。元來、紅花の生産をはじめとする特産物農業の發達は、自家消費を目的としたものではなくして、社会の生活文化の向上に伴う需要の増大、流通の拡大、適地適作などの上に成立したもので、その収入の剰余分をもって、自家の經濟生活の豊かな基盤にしようとしたものである。しかるに、いよいよ發展の段階に至って、生産と流通の一部が支配者に掌握され、さらにその利潤は上納の名目で搾取されるという形になった。即ち有利な農業生産をやっているにも拘らず、その反面、絶えず没落の不安を持っているのが、村山地方の中小農民の実態であったとも言える。

同時にまた、前記の例に示した様に、時代的に督促の文言などに變化の見られることは注目すべきことで、古いも

のほど高圧的であるが、中後期になるに従って、むしろ哀願調になって来る。これは、藩庁の封建的支配権力や経済的实力の崩壊過程の進行を示しているものであろう。こういう中にあっても、村山郡内の諸藩の農業政策、わけても紅花など郡内の特産物に対する保護奨励に関する施策は、先に述べたように案外に低調で、農政に具体的指導面が欠除していたように見える。正に農民の進歩的な生産の上に安坐の形であった。

#### 4 上ノ山藩の指定花買宿と役銭

享保十五年（一七三〇）の書と推定される「名物紅乃袖」という本に、

「南郷の花は上野山へ掛り、紅花結構の由、昔之格ニ而かたしめの花出候得へ、北方は花見事之様ニ申候（云々）」と南郷花の評判を記し、山形・十日町の花市場に出す量を、

「十之物七分八分ハ北在より出候、三式分ハ南在より出申候（云々）」

と見える。また天明七年（一七八七）に寿鶴齋の書いた「東国旅行談」に上ノ山領内の花の盛りの景を、

「其の花のさかりには、古坂といふ所より橋下といふ所までハ、十一里が間の在々谷々、みな紅花を作て営とする、是を山の内花といふ。」

とその見事さを述べている。

上ノ山藩領の紅花生産額を把握することの出来る資料は整っていない。上ノ山市史編纂室の井上啓氏の試案に依れば、豊凶、年度によって大差があるが、作付反別凡そ七〇町歩前後、生産高九〇駄前後と見ている。（同市史編集資料

第二章 幕藩財政上の最上紅花

しかし「上山見聞隨筆之六」の記事を見ると、  
 「安政度御上より御触出にも、養蚕専らに成りて、畑にハ桑木多く植付、又養蚕の為に田畑の手入も自然廻り兼  
 ねる状況となり、藩庁の産業政策の変更によつて、幕末期になるに従い、紅花生産は次第に減少した。  
 上山藩も、紅花をもつて藩財政の一助としたことは、他藩の場合と同じであつたが、その取引制度に他と異なる機構  
 があつたようである。

中川郷村々御役

郷	村	御	役
仙	石村	一五	八一 一文
金	谷村	一五	一八二
高	野村	一五	〇〇〇
永	野村	一五	〇〇〇
小	倉村	一一	一一二
権	現堂村	一〇	〇〇〇
小	泉村	五	五六五

上山見聞隨筆下

(上市市史編集資料13)

即ち、年毎に藩が指定する紅花宿という取引、売買の場所を設置し、そこに藩役人が出向いて取引を監査し、一定の役銭を徴収したものである。

「秦氏手控」などを見ると、元禄、宝永、正徳頃には新町の忠右衛門、二日町の彦兵衛等が指定された記録がある。この宿のことを「紅花御役場」とも言つて、それが開設されると、町方から交代に世話人や茶番等が出て、雑用に當つた。

また、在方生産地に対しては、村々の願出によつては干紅花の製造が許可され、それぞれ運上金の徴収が行なわれた。前記資料天保八年の記録に中川郷の村々が

「郷中ニ而勝手次第ニ干紅花仕候様相願申上候所、早速御免ニ相成、以御運上ヲ村々ニ而干花候様ニ相成候(云々)」  
 と見える。

この場合もまた村々に藩役人が出向いて、役銭の徴収を行なった。前ページの表は当時中川郷で干紅花御免の村々と、御役賦課の状況である。

## 5 農民層分解の進行

近世中期以降の生活文化の發達は、地方農村にも貨幣經濟の滲透を促がした。農村の商品作物たる紅花・青苧・漆・蠟・煙草などの移出に対する見返り物資として、生活必需物資たる古手・木綿・繰綿・砂糖・生菓などが、上方から新たに移入されたし、徐々にはあるが、農業技術の進歩に伴って、新しい農具や金肥の購入も多くなつて来た。かくして、従来の自給的領域經濟は、早い速度をもつて広域流通經濟に移行した。即ち、いわゆる米遣いの經濟と言われた時代は、金遣いの經濟に変化したのである。

農業技術が進歩したとしても、農作物の生産成長には限度があり、第一次生産で終わる経営の弱点は必ずしも収益の増大を伴わない。そういう生産環境の中であつて、一般的社会文化と消費生活の向上するということは、農村の疲弊を促がす大きな原因となつた。加えるに、搾取的貢納という重圧が次第に加わつて来たので、小作人や自作人等低所得者の貧窮化が顕著になり、農民階層の分解作用が急速に進んだことは言うまでもない。別表は秋元藩領三六ヶ村の階層構成を示したもので、不明一二ヶ村を除いた二四ヶ村について見ると、その三分の一弱に当たる九ヶ村は、高持生姓に比して名子・水吞など無高階層が高率になっている。中でも村内或は近村に大地主の發生している所ほど、その率は甚だしく高い。狸森村・田井村・高橋村などはその例である。こういう無高階層の貧困者や或は高持百

## 秋元領農村の階層構成

村名	年代	家数	高持	無高	内訳		其他
					名子	水呑	
狸森村	明和元	126	28		98		
高野池村	安永6	35					
清谷村	(不明)	52	16		36		
谷松原村	天明6	28					
平塩山村	明和元	103	103				
菅長村	天保13	222	180		37		5
分郷	(不明)	82					
山洗堂	明和元	36	26		10		
貴津村	明和元	230	127		103		
十文字村	天明14	17	8		9		9
田井村	文化12	14					
黒沢村	寛政2	196	160		36		
七南大橋	天保13						
杉下	明和6	67	半百姓}共	40		6	2
東山	文化12	73	三分一}	15			1
下野村	文化12	73		15	58	58	
上野村	明和元	67		31	36		
高北	明和7	57		34	23	23	
荒大	天明8	79		54	25	25	
上高	天明8	40		36	4		
三二	宝曆10	609	586		23		
飯塚	明和6						
中前	明和6	142	69		73		
今	安永6	44	19		25	18	7
	安永6	57					
	天明8	210					
	天明7	127	57		70	34	36
	天明7						
	(不明)	88	54		34	15	19
	天保13	262	76		186	95	91
	明和元	22	9		13		
	安永4	32					
	明和元	95	53	高持名子	26		
				高持名子	6		
				高持名子	10		
	明和6	107					
	(不明)	88	65		22	12	10
	明和7	33	19		13		1

(山形市史編集資料第8第9号による)

姓の中でも低所得農民たちの経済生活は、地主や豪商からの借金によって漸く支えられていたが、その返済期になると、徴々たる生産収入の殆どが吸い上げられて、その貧困さはいよいよ募ることになる。

宝曆頃の村山郡内の農民の言を借りれば、「六月に至候而ハ夫食一切無御座、困窮の百姓至極難儀之時節、紅花出来売買仕候而、益迄ハ漸ク渡世仕」という実態であった。これはむしろ中層農民の姿で、それ以下の者は納税資金も越冬資金も無く、紅花期や青苧期を返済期限に高利の借金を余儀なくされる。次に例示する借用証文は、御物成米不足のため、月割五分の高利を以て、金式両を借用したが、紅花摘み立ての六月を返済期にすることを約定している。

午之紅花引當金借用申証文之事

一金式両者

但し通用金也

右者當巳之御物成米不足申ニ付、其段貴殿江達て御頼入、右金子只今儘ニ請取借用申所実正明白ニ御座候、尤返済之義ハ来年之六月中紅花摘立ヲ以、月割五歩之利足加へ元利急度返済可申候、万一其節ニ至り及遲滞候ハ、請人之者引受、貴殿江御損毛御苦勞毛頭相掛申間敷候、為後日紅花引當金借用證文仍而如件

当村

金借用人

今藏

弘化二年

巳十二月日

渡辺善次殿

受人 半助

ついでに、約束の期限に至っても返済が遅延している場合に、債権者が出した催促状の一例を掲げよう。これは年号不明成年の七月四日付で、原町村（天童市）の某から、紅花の大産地として有名な大堀村（東根市）の債務者某に



宛てたものである。

—省略—先達而<sup>ら</sup>度々御願申上候金子之儀、最早や此節紅花も売払ニ相成候、依之御工面被成下、一先元利共御返済被成下度奉願上候、是迄も追々延引ニ相成、何分ニも手支ニ而迷惑ニ奉存候、是非此節ハ上納金並種々金子差詰り居候間、此段御賢察被成下、乍繰言右金子一两日中御返済可被成下候—略

村山地方の俗言に「坊主（僧侶）の正月、百姓の六月」とあり、また民謡の花摘み唄に「花の六月二度あるならば枯れた枝にも花が咲く」と唄われ、何れも紅花採取期の農村の豊かさ、農民の喜びを表現しているが、零細貧農層にとっては、心中に自嘲的な感情を秘めた表現に過ぎなかった。売却代金はそのまま上納金に充てられ、夫食代金に支払われ、借金返済に廻るといふ農民にとっては、容易に直接生活上の財源とは成り得ないのが実情であった。まして紅花が不作に終わった年の農民の経済生活は悲惨であった。文化十四年（一八一七）などはその例で、新町村（河北町）名主から尾花沢代官に提出した書状に「私共村方儀へ、紅花・麦作等仕候而、右代価ヲ以年々御年貢金之償ニ出来候村方ニ御座候処、先達雨天統ニ而、当六月六日<sup>ら</sup>大雨降統、尤私共村方ハ最上川通畑多ク有之場所ニ候、追々出水仕、紅花摘入最中一面ニ水上り押流、漸々二、三分通相殘申候、誠以百姓共相歎、御上納金償方ニ当惑仕、夫食米可相調手段も無之罷在候」といふ一節がある。

また、天保十二年（一八四一）は旱害のために、一部の生産地は大被害をうけた。郡内でも上品物の生産で有名な長瀨村（東根市）の名主たちが、連署をもって代官所に出した報告書の一節に「就中紅花も虫付、其上まくれ枯ニ而、平年之三分一も摘取不申、当月皆済金上納方も如何可仕哉」と途方に暮れている実情を訴えている。

紅花は確かに村山郡内随一の商品作物で、全体的に見れば経済力を高め、生活を向上した。しかしその反面、地主階級の發達を促がし、在郷商人の出現を招き、反対に没落農民の増大をもたらしたと言えよう。平年ですら、一部上層農民を除けば、夫食に当てるべき米の絶対量の少ない農民たちにとっては、換金価値の高い紅花だけが、現金収入を支える唯一の財源として、その生産の向上に努めて来たのであるが、農民たちの期待以前に、幕藩の収奪的な課税行政の対象となり、別章で述べたように、京都の紅花問屋たちの高率利潤追求の好餌として捉えられるに至ったのである。

(1) 東村山郡史

(3) 中山町史 資料編一「柏倉家文書」

(6) 著者編「戸沢藩御触書類纂」

(8) 著者蔵史料

(10) 高橋内蔵介家文書

### 第三節 幕藩庁の紅花栽培奨励

#### 1 山形藩の奨励策概要

元禄・享保頃からの上方文化の向上に伴って、紅花の需要が増大するにつれ、最上紅花の量的生産が急速に伸びたが、その反面、品質の低下が著しく目立ち、京都方面における商品的価値が低落の傾向を示すに至った。これを

憂慮した京都の紅花問屋筋は、元文三年（一七三八）に厳しい勸告を發したことは、別に述べた通りである。この勸告を受けた最上地方の紅花荷主たちは、各管内毎にその改善策を講じ、藩庁や代官所に意見を具申し、生産者および集荷業者に令達されるようお願いしている。これに対する代官所の処置は史料的に不明であるが、山形堀田藩や新庄戸沢藩では、町方役人や名主、或は荷主などを通じて改善策の徹底方を申し渡した。

これを受けた山形の町会所では、日を置かずに生産者および業者一般に、藩庁の趣旨を通じている。藩庁から令書の出たのは元文三年五月廿三日で、太陽曆に換算すれば七月九日に当たり、既に紅花の摘採期も迫っていたので、町方役人は早くもその翌日に、次のような「覚書」を發して、注意を喚起したのである。

覚

追付紅花売買之時分ニ相成、自他領之者共大勢入込、火之元並ニ盜賊等茂紛入可申候間、両事別而入念油断仕間敷候、隨而紅花之義ハ当地産物之第一ニ候所、近年不出來ニ而、駄數も古來之通無之様ニ相聞候、然者、自然と困窮之基ひに成行候間、摘採候ニ訳も有之様相聞候ニ付、右之通以書付申御触候

一、未熟之紅花摘候故、他領之花ハ相劣候様ニ、於京都申ならし候様ニ相聞へ候間、決シテ花之若キヲ摘取申間敷候事

一、花之内ほうし摘入間敷候、且又花之白根をも入間敷事

一、朝露之内斗リ摘候て、四ツ時分ヲ限り摘採、少も無理摘ナルヲツミ入申間敷事

一、紅花市場にて昼九ツ時ヲ買始、暮時前迄ニ買終り候様ニ可致候、夜ニ入一切売買仕間敷候事、附、山花之節ニ至り候節ハ、夜ニ入商買致候様ニ可申事

一、さんべ共、紅花(註)たまニ致候ニさせ花懸ケ候義、堅ク無用ニ可仕候、生得之花之善悪ニ随ひ商買可仕候

一、前々相触候通、買人共生花ニテ相調不申様ニ申付候所ニ、一兩年猥リニ有之様相聞候、是又弥相守可申候、

尤紅花仕入之義、弥以無龜抹出来宜敷可致義肝要たるへき事

一、さんへ共、置花(註)かこい候義、先達而申触候通、猶又堅ク停止之事

右之通可相心得候、尤喧嘩・口論・かさつかましましき義も無之様ニ、さんへ宿急度可申聞候、右之趣町中寺社門前迄

(以下無記載)

五月廿四日

月番

惣 太 夫

以上「覚書」の内容は、前文と条文七ヶ条からなっているが、それをさらに分析すると、前文は紅花売買期における、町内一般の風紀取締りに関するもの、条文の方は生花生産者に対する摘花上の注意事項、紅花市場開設に関する時間の制限、さんべや買人たちの売買に関する留意事項などに分類することが出来る。「専称寺事林日記」によれば、殆ど似た内容の布達が、松平藩時代の宝曆三年(一七五三)・同四年・同十一年・同十四年、秋元藩時代の明和五年(一七六八)にも出されている。しかし後年になるに従って、新しい重点事項が追加されて来ることに注意したい。各年度の項目を表示すれば大凡次のようである。

これらの大半はさらに後にも詳述する予定であるが、若干の問題について触れておこう。先ず、京都から下って来る買人共の売買取締りで、前々から彼等の直接生花買いは禁止事項であるが、最近はこの掟を無視し、生産地に赴い

第二章 幕藩財政上の最上紅花

て生花を買い集め、特定の在郷農民に干花加工を依頼する傾向が生じて来たので、それに警告を出したことである。出買いの進行はおのずからさんべ衆や加工業者の専門的領域を侵すことになるので、領内の業者の權益を保護する上の、当然の処置であった。このことは、宝暦三年になると「紅花売買之儀、市場定之通り十日町・七日町にて斗売買可致」と市場権の擁護をはっきり打出して来るのである。

翌四年には市場売買制を一層強化の通知を出すと共に、さんべ共に対しては「水花板にのせ売買候様ニ」と、「紅花玉小振ニ不仕売買候様ニ」との二点を指示し、「布木綿ニ包、ほほかむりのまま」市場に持出すことを禁じ、公正な市場取引きを申し付けている。この頃のさんべは仕癖せが悪くなり、或は「売買キケ間敷」ことが多く、或はさんべ仲間が密かに申合わせ、わざと「喧嘩口論等申掛、店を騒がし売買の障ニ罷成」ることを引

事項	元文3年	宝暦3年	宝暦4年	宝暦11年	宝暦14年	明和5年
風紀取締事項	火元・盜賊要心 喧嘩・口論禁止	○ ○	○ ○	○ ○	○	
摘花上の注意事項	未熟花摘花禁止 苞子・白根混入 禁止 早朝(朝露)熟花 摘採	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○ ○	○
市場開設の注意事項	紅花市場時間制限	市場外 売買禁止	○	○ ○	○ ○	
さんべ・買人取締事項	きせ玉・置罎禁 止 買人の生花買禁 止		○	○ ○ ○	○ ○ ○	
干花加工上の禁止事項						花粉混入 禁止

(専称寺事林日記)

起し、自分達に有利な取引きを誘うことが多かったので、その取締りを厳にしている。

謀略をもって利潤を得ようとするのは、決してさんべ共だけではない。買人共は出来るだけ相場を下げるため、市場における買い方を遅らせ、その上同志が申合せ、「見せ並ニ相調不申様ニ我儘ニ仕事致」すことが多かったため、その悪癖の矯正手段として、「少ニ而も怪敷儀相聞候ハ、御当地商人者勿論、他所商人ハ、其宿々御詮義之上、急度可被仰付」と、不正に対する処分の意志を表示したが、同十一年の布達である。そしてこの取締りの方針は、そのまま同十四年の布達に引きつがれている。

以上の令達の基本をなしたものは、前記のように元文三年の「覚」であり、品質改善に関する事項は、生花生産者に対する摘花上の注意だけに過ぎなかったが、秋元藩時代になって、はじめて干紅製造工程に及んだ。同藩が武蔵国川越から山形に移封になったのは明和四年（一七六七）であるが、これより二年前には京都における紅花問屋仲間が解散させられ、自由売買制になって、市況も漸次活気を呈して来た時代に入っていた。従って、取引きされる干花の品質の良否については、買人から直接的に批判を受け、売買に影響する所が大きかった。当時、買人や京都の紅屋側から最も非難を受けていたのは、干花業者が「不宜手入致、紅花實目ふへ候様ニ」、風袋を重くしたり、干花製造に際して、いわゆる「花粉」を混入したりすることが顕著な悪弊となって来たので、明和五年（一七六八）にその禁止を厳命している。

品質の向上策や、或は公正取引きに関する問題については、概要以上のような点を指摘してその改善に当たつて来たが、積極的な増産対策は一向に示されていない。堀田藩は延享三年（一七四六）に山形から下総国の佐倉に移封になったが、山形周辺の四六ヶ村、凡そ四万石が飛地分領として残ったので、柏倉（現山形市内）に陳屋を置いてその統治に当たらせた。この堀田氏の分領政治は極めて熱心であったが、特に寛政期頃の代官滝小右衛門は、農政について

留意を払った人であった。

彼は寛政六年（一七九四）正月に、農民の生活規制に関して、実に二五ヶ条におよぶ「覚」を公布した。その中の一項に四木三草類の増殖について触れ、何れも土地の適正を見別けることの大切なことを指示し、藩の奨励作たる草在の栽培に関しては、藩の手代や村役人にその監督責任を負わせて増産を図っている。ただ、指示する内容は至って一般的で「惣而之植物草木ニかきらず、其土地を見斗ひ、土地相応いたし、御益ニ茂相成り、其所之為ニも相成候品相相可申候」と選地の重要性を述べているが、扱てその具体的な面になると「是等之趣、農業全書ニ委敷相見江候」と述べているに過ぎない。篤農代官とは言いながら、これだけでは抽象的な基本方針の指示に過ぎず、まだ有効的な農政とまでは行かなかった。

寛政七年（一七九五）の暮から翌春にかけては珍らしい暖冬で「卯寛政七暮雪ふり不申候、草履ニ而年礼いたし申候」という記録すらある。積雪は正月十二日（本陽曆二月二日）頃からはじまったが、滝代官はこの異常天候の農作に与える影響を憂慮し、七年十二月には早くも翌春の農耕心得を示し、その冒頭に「雪消候ハ、早々取掛リ可申候、早春之油断は、最早時ニおくれ候得は、取返ししかたき事ニ候間、少しも油断懈怠有之間敷」と警告している。続いて翌八年の正月・二月と連続して訓諭を發し、饑歲襲来の防止に当たると共に、特に麦と紅花の作付けに関しては、春雪を警戒するよう、時宜に適した指示を行なった。

當辰年之儀、季候悪儀ニ茂無之候得共、旧冬寒中雪も無之暖氣有之候處、早春は雪も度々降余寒強ク候ニ付、當辰年之季候如何可有之哉、未早春之儀ニ付難斗候得共、世俗ニ雪は豊年之貢物と申候得共、可降時節寒中雪無之、春雪は萬一麦作紅花杯之差障リ、其外諸作之ためニは善悪如何有之哉、年中之心配リ有度事ニ候

紅花生産の向上を図ることは、紅花以外の有力な換金作物を持たない山形藩としては、領民の経済力を伸張する上の必須の問題であつた。にもかかわらず、積極的に増産を目ざす農政は少なかつた。言うまでもなく、畑地における作付構造は、自給態勢に主眼を置かなければならない地域にあって、無制限に紅花栽培を拡大することは危険であつたから、増産指導は反収の増大化と、品質の改善による価格の向上を重点的に指導せざるを得なかつたものである。そういう一般的経営の中にあつて、たった一回、開墾耕地を紅花栽培地に充當させた事例がある。

明和元年（一七六四）に山形藩主松平乗佑が三河國の西尾城に転封後、山形藩領は一時会津松平藩の預り地となり、それと同時に、山形城の二の丸と三の丸は破却されて、新田畑に開發された。「山形領主記」は当時の模様を「江戸表御下知之由ニ而、御城内二、三ノ丸平地悉く田畑ニ致し、前代未聞之事共也」と記している。この時、三ノ丸の開發畑が総て紅花畑に利用されたのである。即ち、安永四年（一七七五）頃に書記されたと思われる「山形城地記」に「明和三戌年秋九月、三ノ丸之内紅花畑ニ被仰付、運上指上開作可仕旨、請負之者人札仕候」とある。当時の代官前沢藤十郎は、領内農民の年貢上納の不成績を憂い、その対策として行なつた殖産事業であつた。但し開發反別や請負いの具体的なことは知られていない。

山形領が預り地となつていたのは明和四年までで、足掛け僅か四年に過ぎず、改めて川越城主但馬守秋元涼朝が入部して再び私領となつた。その時の山形城内は既に前記の有様で、家中の住むべき家は一軒も無かつたので、先の開畑地を家中衆に分讓して再び住宅を建設したが、「山形雜記」を見ると、「御家中末々迄田畑を被下置候事故、菜園地だけを除き、他は紅花を作る習し」とあるように、前沢藤十郎の業績は、秋元領になつても、その家中衆に継がれて「徳用之訳ニ而多分畑花畑に成る」と喜ばれているのである。



近世における村山郡の行政上の一大欠陥は、しばしば説明しているように、無統制の状態に置かれたことである。中心地の山形藩は領主の交替が激しく、行政の一貫性が見られず、その他小藩が分立して、独自の藩政を布いていて、互いに不可侵の領域を守っていた。その中にまた多くの公料が混在して、数ヶ所の代官所や陳屋によって管知されるという複雑な行政区分をなしていたから、村山郡全体としての統一的な行政や施策は中々望まなかった。紅花生産の振興が、村山郡全域の重要な経済政策であるにも拘らず、共同の問題として為政者側が有力な具体策を講じ得なかったのは、こういう情勢が原因をなしていた。そのために、関係庁がとった若干の品質改善策や増産計画なども、その内容的な問題は、殆ど管下の村役人や生産農民から上申された意見を、そのまま承認して触れ流がす程度の場合が多く、従って、権威ある指導性にも、永續性にも、郡内全体に亘る一般性にも欠けていたことになる。近世後期になると、郡内の村方自体がこの欠陥を自覚し、共同の振興態勢を整えるようになるが、この問題については、改めて後項に詳説する。

## 2 紅花種移出禁止令

紅花栽培の成績は、自然的条件に左右されることは勿論であるが、播種用種子の健全によるものが大きい。性合の悪いものや不熟なものでは、如何に適地播種を行ない、適正管理をしても、品質の勝れたものを生産することは出来ない。また最上紅花は近世中期頃から次第に品質が低下し、京都市場における信用をおとすが、それは、品種や栽培技術の欠陥というよりも、むしろ、摘花から干花加工に至る過程において、粗製された結果によるものであった。

それは兎も角、最上紅花と言えば近世を通じて全国に謳はれていた作物だけに、諸国諸藩の中には、旧来の畑作物系の中にこの紅花栽培を導入しようとする試みの出て来たことは当然考えられる。その場合、種子は何所から入手し

たかというと、第一に最上紅花の生産地農村が上げられる。後期の事例であるが、江戸近在を中心とする関東方面の紅花は享和・文化頃から急速に発展するが、その種子は当時村山郡内に下った紅花直買商人たちが移入し、その栽培を指導しているのである。

このようにして生産が広く伝播して行くことは、村山郡内の農村経済と幕藩財政の基礎の安定強化の点から見て、実に警戒を要する問題で、種子の無制限移出を放置傍観することは出来なかった。この種子の他領移出は既に古くから行なわれ、その対策も考慮されていたが、山形藩などでは松平忠雅が在城した元禄年間に紅花種の移出取締り方について、「他所より参り候ハ、其所之役人ヲ通手形参不申候ハ、遣申間敷候、荷口方ニ而書替遣上申候、御領分ハの花種は、何方にも出し不申筈」と、領内からの紅花種の荷口通過を規制し、次年度播種用の確保に当たった。藩としてこの基本的態度はその後も変らなかつた。

しかし、闇取引や密売買は中々跡を絶たなかつた。安永六年（一七七七）は仙台・最上共に不作のため種子が不足し、「花種斗升ニ而老貫五百文ぐらい仕候へ共、調候ニハ一切無御座候、仙台花種悪く、今年出来悪ク候故、種最上ニも無御座」、翌年春には「紅花種不足ニ付、何年ニも竟無之高直」という実情であつた。この不足の傾向が他の生産地も同様であつたとすれば、当然最上地方の種子が狙われたであろうし、値段の高騰は、闇売買の横行を許したことになる。

この種子の流出は、寛政から文化頃にかけて、関東方面の新産地に一層増大して来た。藩や代官所では、これによつて生ずる管内の生産の減退を憂慮し、しばしばその禁止を令したが、一時の収益に惑わされた一部農民と悪辣な商人の結託によつて、その密売は止まなかつた。これを黙認するにおいては、やがて御年貢上納にも影響し、引いては郡内衰微の原因を招くと見た柴橋代官所は、文政十二年（一八二九）に、次のような警告を触れ出して、反省を求め

ている。

當郡紅花種之儀、先年も取締方申渡候得共、近年猥りニ相成候故、既ニ去秋売荷等ニまきらし、多分他国ニ持運  
ヒ致売買候趣相聞へ、右ハ国産第一之品ニテ、御年貢筋ニも相響キ、追々他国ニ作付候而へ、當郡衰微之基ニ  
付、相心得可申事

このように、代官所や藩庁が種子の流出に気を配っても、徹底した取締りが出来なかったことには、根本的な原因  
がある。即ち、しばしば述べて来たように、他国に類例のない程、行政地域が公私領に細分化され、複雑化していた  
こと、そのために、郡民全体に関する同一の利害問題、或は各管轄庁の行政対策など、統制的に施行することは全く  
不可能であった所に、総てが不徹底に終わる主因があったのである。

### 3 郡中議定による紅花種の密移出対策

交錯的・散在的な入組み支配によって生ずるこの弊害を、直接被るのは各領民であり、全郡民であったことは言う  
までもない。それは敢て紅花種の流出問題に限ることではなくして、広く日常生活の規制、凶饉対策としての救済問  
題、さらには商品流通に関する社会経済の問題など、支配地域毎に区々であつては、郡民全体の均等利益の享受には  
ならない。そこで、支配者層の打開し得ない、打開しようとしてない郡民全体の問題を、郡民自身の力で、それを代表  
する惣代名主や大庄屋の結集力で解決しようとしたのが、いわゆる村山郡内に展開した「郡中議定」である。この組  
織と活動は天明期前後から、各公料代官所管内の惣代人たちの協議によって始められたが、後年これが益々活動的に  
なるにつれて、問題によっては私領側もまた参加するようになる。

紅花種の他国他郡出し禁止・取締りのことが、郡内公私領の共同の課題として、郡中議定に現われて来るのは文政以降のようである。即ち、文政三年（一八二〇）は紅花の開花期にかかつて雨天勝ちの天候となり、紅花は半作にたったのみならず、雨腐りのため種子の実入りが悪しく、翌年の播種量にも不足の状態であった。この悪作の傾向は他国も同様で、特に被害の大きかった水戸・古河など関東方面の生産地では、翌年度の種子獲得のため村山郡に入り込んだので、郡内の必要量は益々減少するに至った。ここにおいて、郡内公料の惣代たちが協議の上、山形・上ノ山等の私領方にも協力を要望して、密売の防止に努めることになり、公料村々役人一統の連印をもって、その向々代官に対して禁止令の発動方を願ひ出たのである。次の願書は長文であるが、当時の模様を精しく伝えているので、その全文を掲げよう。

乍恐書付ラ以奉願上候

一、羽州村山郡御領御私領村々之儀、往古ハ紅花第一之産物ニ而、御領所村々之儀、御年貢石代金并畑方金納諸役永之儀も、米穀之払高無之、酒田湊一方口ニ而、他国江之売口一切無之候ニ付、紅花を引当テニ仕、多分ハ六月皆済ニ奉願上、御年貢金上納仕来候所、近年他国所ニおゐて紅花夥敷作附仕候故、当郡之紅花直段自然と下落仕、一統難渋困窮仕候得共、古来ハ仕付来候儀ニ付、外作物江振替候儀も難相成仕業ニ候得者、無抛仕来之通作附仕候儀ニ御座候、然ル所、当辰年之儀五月下旬ハふり出し、六月中旬迄降続、一日も快晴成ル儀無之、其後追々快晴罷成申候処、間もなく日々之雨天統ニて、根葉共ニ枯ニ相成候故ハ咲立無甲斐、例年之半作と申程之儀ニ（候脱カ）、右ニ准紅花種実入不申候内、追々之雨天ニ御座候間雨腐りニ相成、蒔種ニ可仕性合無之、尤蒔種之儀ハ水ニひたし候而沈ミ候程ニ無之候へ者用立不申候処、志ゐ那（批）勝ニて自分ノ之蒔た

ねにも間ニ合不申もの多分有之、猶又志け地(湿気地)之場所ハ蒔種一粒も無之儀ニ御座候得ハ、大勢之内ニハ余計取入候ものも有之候間、融通仕候ハ、来巳之年之蒔種ニハ大躰間ニ合可申儀と存罷在候処、関東水戸・古河并奥州仙台辺ニテ、近年夥敷作附仕候処、是亦雨天勝ニテ悉ク雨腐ニ相成、別而水戸・古河辺ハこと／＼皆無之由ニテ、同国ノ商人共大勢罷越、当郡商人共と馴合、蒔種ニ相成候性合相撰せり買ニ仕、夥敷買入駄送仕候由粗風聞有之候間段々相糺し候所相違無之、左候而ハ当郡之蒔種来ル春ニ至リ不足仕、ひしと差支候儀ニ付俄ニ驚入、尤当郡之儀、右奉申上候通御料内私領こと／＼入会、右躰之儀も有之節ハ、御私領へも申合候上ニ而御願仕候得共、左候而ハ日間も相掛り延引仕候内、不残持送り之儀ニ付、先達而御領所惣代共ノ山形・上ノ山町役人へ頼遣候処、是又同様之類難渋ニ御座候、其向之御領主様御役所へ奉願、早速口々江差留呉候得共、最頓其以前／＼ニ過半持運候由、尤商人之儀、自国之愁困窮等ニハ聊不相構、自己之利欲而已ニ拘リ、他国之商人へなれ合、扱亦百姓之内ニも蒔種余計所持仕候ものも、直段高直ニ候得ハ、隣家之難儀をも不厭売払候ものも有之儀ニ御座候間、差留メ候而も容易ニ者相構不申、諸所口々無道所之山林嶮岨之無差別、洩通候儀も御座候間、何卒御威光ヲ以御差留被下候様奉願度、且亦紅花種之儀新種ニ而ハ出過候而、咲立際ニ至りあるいハ曲り、或ハ立枯ニ相成、一切咲立不申儀も有之候儀ニ御座候処、右躰之儀ニ而新古共ニ不足ニ相成、来巳一年ヶ成ニ蒔付候而も、翌午年ニ至リ必至と差支可申者歴然之儀、特亦氣候之儀難斗ひ、来巳の年万一水戸・古河辺之様ニ雨腐り等ニテ、午の年ニ至リ蒔種悉く皆無之様ニ相成候ハハ、前書申上候通、御年貢上納可仕様も無之、其外困窮之もの共、早春ノ日用之飯料塩噌亦ハ蚊張等ニ至る迄、紅花を引当ニ仕取統候儀、年来之仕避相成候様之もの数多有之候ニ付、誠以一統難立行、潰れ退転之百姓も出来可仕儀も難斗ひ、歎敷儀ニ奉存候、依之当郡御私領へも惣代共ノ問合之処、同様之趣意ニ御座候得ハ、御国主之御領分と違ひ、御領御

私領共村毎之様ニ入念候儀ニ付、御留メ奉願候而も容易ニ御取上ケも有之間敷、見合延引仕候方も有之候処、御領所一統奉願候ニおゐてハ幸候儀ニ而、別心も無之、御取上之上ハ、定而御領所御役所ノ御私領向ニ御役所へ、御問合も可有御座候儀、左候節ハ、御領所同様ニ奉願度之段申儀ニ御座候間、何卒右之通ニ被為聞合訳、御勤弁之以御慈悲ヲ、村山郡一統紅花種他国他領出し御差留被下候様奉願候、外五ヶ分御役所へハ、其向ニ郡中ノ同様之趣意ニて奉願候儀ニ御座候間、乍恐御問合之上御糺被下度、御一統御差留被下置度奉願上候 以上右願之通被為仰付被下置候ハハ、村山郡村ニ一同莫太之御救と難有仕合奉存候 以上

文政三年十月

村ニ役人連印

田口五郎左衛門

御 役 所

この願書に接した尾花沢代官田口五郎左衛門は、直ちに關係私領方にその旨を連絡したが、新庄戸沢藩などの一応の意見としては、「御料と一所ニ相成、口ニ差留之儀ニ致候ハハ、口留番所ニても相立候入用等割合參候而ハ、迷惑ニも可相成哉、夫故、此方ニてハ御領分切ニ他国他郡出しさえ不致候ハハ可然と存候、尾花沢へも何なしニ、他国他郡出し決而不致候様可申付と斗り致挨拶候」と、必要經費の割賦などを危惧する向きもあり、この辺にも私藩の経済的弱体化を露呈している。しかし結局は十二月に至って幕藩庁共に管下各荷口番所に対して、紅花種の移出に関する取締令<sup>10)</sup>を發するに至ったのである。

先達而村々々願書差出候紅花種他国他郡出差留之儀、最寄御料私領申合、出産物留方口々相違候間、得其意、心得違之もの無之様、小前末々迄不洩様可申聞候、此廻状早々順達、留り村々可相返者也

(文政三)  
辰十二月十六日

御役所

当時は既に封建制の崩壊期を迎えていたので、幕藩庁一致のこの禁止令も殆ど規制力が無く、一時的な効果だけで全く永続性はなかった。文政十二年(一八二九)十一月廿五日に奥州白川阿部氏の飛地支配所たる山ノ辺陳屋の布達(1)によると、「当郡紅花種猥ニ他国江不差出候様、先年茂相触候処、近年猥ニ相成、売荷等ニ紛し、多分他国江持運売買致候趣相聞、以之外之事ニ候」とあり、前記のような大規模の郡中議定によって、漸く幕藩庁の禁止令交付にまで到達した問題も、十年ならずして悪弊の再発を見るに至ったことが知られる。この場合も、各支配者層の積極的な結による対策が出て来なかつたので、再び郡内惣代たちの議定が先行し、口留番所の嚴重な取締り方を要望して、漸くその処置をとって貰つたのである。先の禁令が出た当時の抜荷は殆ど間道を通っていたが、その後は密売方法も大胆になり、一般商品荷に紛らわして留口番所を堂々と通過するという状態であつたから、同年十一月の禁止令布達(2)は「御料私領申合之上、口々改所ニ而嚴敷相改、若心得違之者有之候ハ、急度御沙汰可被及候間、小前末々迄も心得違無之様、急度可申渡候」と、内容的には相当厳しい態度で臨んでいる。それだけに、惣代たちの押し上げが利いたものであらう。

郡中惣代たちによるこの郡中議定は、公私領の境界を越えた広域行政を押し進めるものとして幕末まで行なわれ、紅花種移出禁止の問題も、その後も事ある毎に協議されてその徹底を期している。いま資料的にわかっているものだけでも、天保二年(一八三一)十月、同六年十月、万延元年(一八六〇)十月に見えており、その理由とするものは

「紅花作之儀著当郡第一之産物ニ候処、近々諸国ニ多分之紅花作り出候故、自ラ当郡紅花価下落いたし、不輕難儀、右者当郡紅花種諸他国他郡へ洩出候故」<sup>(13)</sup>にあつたことは言うまでもない。これらの議定は惣代たちの自主的なものと、して各村に通達された反面、公私領役所にも訴願されたので、その都度新たに禁止令の公布となつたのである。

これらの中でやや特色のあるのは天保六年七月の布達であろう。この布達は天保四年（一八三三）のいわゆる巳年の大凶作以来、連続的な紅花不作に原因する。現存する河北町の契約記録による紅花の作柄は、四年は「紅花之儀ハ不作ニ而摘出無之候」、同五年は「紅花之儀ハ大不作ニ御座候」と見え、特に同六年は「土用中冷氣勝ニ而雨天統、畑方紅花大悪作」に陥り、種子は不熟であつたために、郡内に生産される次年度播種用の分も次第に欠乏して来たことを報じている。こういう状態は他国他郡の生産地にも見られ、それらの生産地用種子の不足分補充のためには、商人たちが村山郡内に入り込み、値段を糶上げて買いあさることが予想されるので、郡中では事前にその流出防止を決議し、公私領役所に掛け合つた結果出されたのが次の禁止令で、<sup>(15)</sup>未然の策としては適切なものであつた。

紅花種之儀、雨天統ニ而実入方不宜ニ付、来申年蒔種不足可致処、当年余国ニ紅花不足之趣相聞候間、自然商人共直段能買入方ニ罷越可申、小前末々之ものハ利潤ニ迷ひ、一郡之不益ニも不心付、隠売等可致も難斗ニ付、御料私領ニ茂共ニ掛合之上、嚴敷他国出差留候條、右之趣不洩様小前連印之請取可差出候、荷物改所ニおゐてハ入念相改、若紅花種持送りもの有之候ハ、差留置可訴出候、心得違之儀於有之者嚴敷相糶候條、其旨相心得可申候、此廻状刻付を以順達、留リ村々可相返もの也

(天保六)  
未七月十日

御役所



紅花種子の流出は、播種用だけには限らない。種子には良質の油分を多量に含んでいるので、搾油用に利用する目的をもって集荷される場合がある。荏油の外に、一般的なお源としての菜種の栽培については、新庄戸沢藩等では寛延二年（一七四九）に既にその奨励を令している所で、収益性が高かったから、換金作物としての普及は一般に速かった。そのために農民の夫食としての麦作が急激に減少するという結果を招いたので、柴橋代官所などでは天明二年（一七八二）に菜種の作付を禁止し、「少分たり共菜種植付候ものよりハ、錢拾貫文差出之可申候」という罰則まで令した。しかし菜種油の利用が食用として或は燈油として生活化するにつれ、益々増植の傾向にあったので、天保元年（一八三〇）にはまた作付停止の旨を厳達した。このことが却って逆効果を来たし、油類の価格が暴騰する結果となり、農村の油消費生活を苦しめたのである。

公私領の惣代会議ではこの油価抑制対策として、天保四年八月に「水油直段引揚に付、荏種・紅花種、其外油ニ可相成品、他国他郡出留」のことを、各関係役所に訴願しているが、さらに天保七年・万延元年（一八六〇）には郡中議定として、同様のことを願ひ出て、油源資料の郡内確保に留意している。この問題は直接的には紅花の生産保護につながる訳ではないが、種子の利用という点から見れば、また大切な意味を持っていたと言えよう。

#### 4 米沢藩の生産事情

米沢上杉領内の商品作物として主要なものは青苧・漆・蠟・煙草などで、これは近世を通じて変わらなかつた。天保三年（一八三二）に出来た「脊曝」に「米沢にても古よりの産物青苧・蠟・蓑若の三品は、自国の用を足し、且他国へ迄出し、莫大の国利を得」と述べており、紅花をもって国産には加えていない。鷹山公の中興政治を補佐した竹俣當綱（寛政五歿）は、その著「国政談」において「紅花、右むかしより此地の産なり、然れとも出方不足にして最

上領の製におよびかたく候」と言つて、その經濟性については必ずしも高く評価していない。しかし、藩の貢制および藩財政の上から、米や他の特産物と共に、紅花もまたその対象となつて、藩の貢租体系の中に加わつていた。

置賜地方における紅花栽培の起源は不明であるが、蒲生家領有時代（一五九一〜九八）の文禄四年（一五九五）に調査編輯したと伝えられる、置賜の上・下長井郷「邑鑑」によれば、紅花を御役植物の一つとして村々に記載している。この「邑鑑」は現在の見解では慶長末年頃の編とされているが、内容的には恐らく文禄頃のものを伝えていると思われるから、置賜地方の紅花生産は既に中世末期に見られ、漆・桑・青苧・楮・柿などと共に、御役植物として貢制の中に組み入れられていたのである。

紅花はその生産額からすれば決して多いものではなかったが、特産地帯では換金作物として農業経営にかなりの地位を占めることになるので、その保護については留意するところがあった。これも「邑鑑」と同様後世の作と見られているが、蒲生氏に替わつて米沢に居城した直江兼統が、領内の農民を戒飭する目的をもつて書いたと言われる「地下人上下共身持之書」（四季農戒書）に、紅花の栽培や摘花作業について次のように記し、特に女子の出精を督励していることが注目される。

#### 地下人上下共身持之書

（紅花の項のみ摘出）

一、二月半之比は（中略）紅花畑の支度いたし、吉日を以たねをまくべし

一、六月（中略）、紅花ある所は花かごを持、畠に出、つま袖をひらめかし、紅花を摘む所も有、中には、紅花よく出来し候ものは朝起し、女子供まで相かせぐ故なり、不出来なる所の女房は大茶をくらひ、其よめ子供迄

だらくものと知べし(云々)

直江の米沢入部は慶長三年(一五九八)であるが、上杉家がまだ越後在城時代の重臣として、領内の経済政策を重視し、文禄三年(一五九四)には上杉所領庄内二郡郡代に「土貢かたニ取候蠟・漆・布綿・くれない(傍点筆者)、其外しなしな、京着利分之者もとめ可為上事」を命じているが、早くも紅花の商品性に着目、その京着利潤を高めようとしている程であるから、米沢入部と同時に、領内にすでに生産されていた特産物の増産に力を注いだことは当然であった。この直江の保護増産政策は、前時代の御役植物指定による貢制強化と対応するものとして、特産物の上納、すなわち藩の買上制による専売制の機構確立を進めるのであるが、この点については後節に譲る。

上杉領内の年間生産額を知る資料は至って少ないが、概して言えることは、最上紅花のそれには遙かに及ばなかったのである。初期のことはさて置き、村山地方の最盛期に入っていた寛政期ですら、「樹畜建議並衆評」(寛政四年)によると「他邦出入を尋候処、入荷ハ無之、寛政三年の出荷数七駄と二十一貫目と申出候得共、取合て八十四五駄」位に過ぎず、最上紅花の数十分の一程度に止まった。前述のように、竹俣當綱が「出方不足にして、最上領の製におよびかたく候」と言った所以である。

上杉藩における紅花は、当路者も言っているように「民利国益」の特産物の一つに違いなかったが、この地方の農業商品の生産構造から見ると、古来良質の青苧の産額が顕著で、旧上杉領たる越後との流通関係が、その生産を支えていたのである。従って、そういう生産基盤の固まっている地方で、紅花が伸びる余地は殆どなかったものと見られる。享保十五年の「郡中青苧真綿紅花上納帳」によると、郡内一四一ヶ村のうち、青苧・真綿・紅花を上納している村が七〇、真綿・紅花の上納村が五八に対し、紅花の上納村が一三に過ぎない。これをもって見ても、上杉藩の

農村における商品生産は、青苧と養蚕が主態となっていたことが窺われよう。

このような一般的情勢から、藩としての紅花増産政策は案外に消極的であった。例えば「国政談」では紅花は「むかしより此地の産なり」と言いながらも、その産額・品質の最上紅花に劣ることを認め、「土地の多らみ有之哉、そのほといかか計りかたし、能々其製する者ニ問ひ尋て、年々植まし候儀相成ル物ならハ、心を尽すべき事ニ候」と、頼りない意見を述べている。また「樹畜建議並衆評」においては、「多く作り候ハ、民利御国益ニ相違有ましく候へ共（中略）強て申付候てハ行れかたく候へハ、作得たる村々へ作らせ、隣ニ羨せ候仕方ニ止り可申、又御国産用と申日ニ至り候ハ、御国にて多く費し可申、おのづから作り可申事と存候」という域を脱していない。

置賜地方の場合は、特に干花加工技術において劣っていた。小松地帯は地方的な一生産地を形成しており、井上庄七兄弟らが寛政二年から干花加工の技術的研究に入ったが、それに対してすら当路者は深い関心を示さず、紅花は「御当地に相應之品物ニ候処、製方並作り様共いまた十分不仕中小松村井上庄七兄弟三人存寄申出、水花買入、製法作り様の事相試罷在、此事成就仕候は、民利御国益相開ケ可申」という一部の衆評もあったが、一般的には「紅花之儀、御代官所に御任被成可然と奉存候」という空気も強く、結局は藩庁の勸業政策面には強化されずに終わった。

## 5 庄内地方の作付禁止令

庄内地方における紅花栽培の状況は、余り詳しく知られていない。生産量が少なかったからであろう。栽培の歴史からすれば、村山地方や置賜地方に比較すると時代が下り、「念珠園村郷土資料」や温海村文書の「役儀勤書控帳」に見える所では、漸く安永期（一七七一—一八〇〇）頃からではないかと思われる。村山地方の生産が著しく伸びて、年産一千駄を越すようになるのが宝暦・明和期からであるから、恐らくはそれに刺激されて、次第に栽培を試みる者が

出て来たものであらう。

明治初期に出来た「殖産略説」中の「紅藍著説」では、「羽後酒田在ハ鳥渡河原村・大宮村・黒森村、是又五、六年前ハ一村ヨリ少クモ十駄ニ下ラズ」と述べているが、言うが如くであるとすれば、酒田附近三ヶ村の幕末頃の生産量だけで三〇駄に達したことになる。酒田湊の「増口銭方諸色控」などを見ると、安永・天明頃の「地紅花」の沖出が数十駄に上っている。坂野辺新田の肝煎役善七が、酒田の鎧屋宗右衛門と結んだ嘉永四年（一八五二）七月の紅花売却契約書<sup>18</sup>に「銭百文ニ付拾匁也、但目方有合上下なし之定ニ候」とあるから、坂野辺方面にも普及していたことが知られるし、余目地方にも若干の生産があったから、一時は相当の生産が見られたらしい。

集荷機構などにもまた不明な点が多い。天童青柳家文書<sup>19</sup>を見ると、年号不明成年八月廿五日に、酒田の商人長浜五平から青柳兵右衛門の代理人勇蔵に宛てた「売目録」がある。「紅花五百匁入七拾六袋メ三拾八貫」、その代金凡そ三拾貳兩永四拾八匁余の精算書で、「右之通売代金不残相渡此表出入無御座候」と記しており、支出内訳の中に貳拾五匁の取次料が入っている。とすると、長浜は青柳屋の依頼をうけて、誰かに売り付ける任務を果たしていたもので、その仲介手数料を貰っていた業者であったことになる。なお、この目録面に記載された諸経費の中に、凡そ六拾壹匁の御役と、凡そ六拾五匁の口銭がある。この口銭というのは、目録面からだけでは明確でないが、考えように依って二通りに解釈される。即ち一つは最上川口における荷口銭であり、一つは仲買人に与えたいわゆる集荷口銭である。前者であるとすれば、諸経費の中に手板金なども計上される筈であるが、それが見えないことから考えれば、或は後者であるかも知れない。仮りにそうとすれば、この目録面の紅花荷は、酒田附近に青柳屋に依頼されている集荷仲買人がおって、その仕事に当たっていたものであらうと理解される。

庄内花の買い付けに、最上商人が進出していたことは事実である。山形浜村家の「覚帳」によれば、安永七年（一

七七八)の項に、庄内花一駄四袋が上方滞貨の旨が覚書として見えているから、浜村家の庄内進出が知られる。また谷地柴田家に対する京都近江屋九郎右衛門の「仕切」を見ると、柴田屋は最上紅花と共に庄内紅花壺駄片馬拾五袋を送っている。その商標が何れも柴田屋の令印になっているから、これは明らかに柴田屋の集荷によるものであった。

以上概観したように、庄内紅花の集荷流通の状況は、一部は酒田商人の手を通じて他に売却されたが、大部分は最上商人によって集荷されたものと見られる。元來、庄内紅花の生産地は最上川や旧赤川の沿岸に散在する小範圍内に限られ、集团的に栽培されたものではない。従つて、産額も少なく、専門の集荷業者や荷主が成立し得る状態ではなかつたので、最上商人の進出は、むしろ彼等の望む所であつたと思われる。

庄内紅花の品質を知る史料には欠くが、「紅藍著説」は「臙脂ノ価」の項において、「是亦其年ト土地トニヨル、山形辺ハ金壹兩ニ付目方式拾目程ナリ、○酒田ハ目方一匁ニ付金貳朱也、即一兩ニ目方八匁ナリ、他ニ比スレバ貴シ」と述べている。随分高価な報告であるが、その真偽は別としても、花の品質は最上紅花に比して良好であつたものと見られる。「大町念仏講帳」天明年(一七八一)の条に「庄内紅花壺駄ニ付三拾四、五兩位ニ御座候所、出來宜敷金五拾五兩位ニ売捌申候、最上紅花之儀ハ、上五拾壹兩位ニ売申候」という記録があるから、庄内地方に作付けが行なわれるようになった頭初は、良質物の生産があつたものであろう。最上商人の集荷進出も、この点に着目したものである。しかし、その後は品質が劣り、京都相場は最上紅花に及ばなかつた。

高率の利潤性を知つた庄内米作農民の間に、紅花栽培が次第に普及の傾向が出て来るが、やがて庄内藩の米作農政によつて拒否される結果を招くに至つた。例えば、天明二年(一七八二)温海組村々肝煎は「拙者支配下之儀ハ御田地不足、買食之村々ニ而御座候ニ付、古來より大小百姓共一統雜飯を給相統仕來候所、二三年前より定畑一圓紅花作仕、雜穀ハ勿論菜蕪之類迄一向取入不申候間、自然と雜穀給候者無、古風取失可申と氣之毒千萬ニ奉存候」と、紅

花の普及のため、古来常食として来た雑穀や野菜類の生産畑地の減少を憂い、さらに、紅花を手作りにする農民たちは、衣類など自由に手染めにして着用し、最近甚だ不似合いな風俗になりつつあることを指摘して、紅花作付の禁止方を役所に願ひ出た。言うまでもなく、紅花は庄内藩にとっては重要物産ではなく、むしろ当時の新興作物に過ぎなかつたから、この請願は直ちに容れられ、次のような厳しい禁止令となつて温海組村々に布達された。

(一例)

其元支配於村々近年紅花植付候由、以之外不宜候間、以後右紅花植付不申様、急度可申渡之旨仰付候、此段大小百姓共え厳重可被申付候 以上

(二例)

覚

(四項省略)

一、近年一統紅花作致候事甚不宜候、依之當寅年より右紅花作為仕申間敷事、若不相用之者有之候ハ、村役人罷出苟私可申事、此段心得違無之様に、大小御百姓え可被申渡候事

右之通今度改申付候間可被致沙汰候 以上

(天明二)  
寅正月

本間善藤太

特に後者の如きは、単なる禁止令だけでなくして、若しこれに背いて栽培する者がおつた場合は、発見次第「村役

人罷出蒞可申事」という一項まで附加していることが注目される。これらの例は、温海組村々に限られたことであるが、庄内藩の産業政策としては、他の地域の組々に対しても、積極的な奨励を行なったことは認められない。飽くまでも米作を經濟の基盤とする庄内藩としては当然の態度であったから、酒田を中心とする若干の畑地帯に栽培されたのみで、地方物産にまでは發展することなく終わった。

- (1) 山形市史料編二「事林日記」
- (2) 東村山郡史
- (3) 著者蔵「念仏講年代鑑」
- (4) 東村山郡史所載「山形領主記」
- (5) 丹野正氏蔵「山形城地記」
- (6) 山形經濟志科四「山形古実録」
- (7) 著者蔵「念仏講年代鑑」
- (8) 著者蔵「念仏講年代鑑」
- (9) 鹿野家蔵「御用留帳」
- (10) 明大刑事博物館蔵「山口村御用留帳」
- (11) 北村山郡史
- (12) 山形市史編集資料 第四号
- (13) 著者編「谷地町凶鐘志」
- (14) 明大刑事博物館蔵「山口村御用留帳」
- (15) 鹿野家蔵「公用書留帳」
- (16) 著者蔵史料
- (17) 佐藤久蔵家文書
- (18) 山形大学蔵「青柳家文書」
- (19)



#### 第四節 紅花専売制の不成立

##### 1 上杉藩の紅花買上制

領主が管下の特産物を、定法として収納することは、たとえその代金が仕払われるにせよ、専売制につながることは言うまでもない。置賜地方においては、先にも触れたように、早くも蒲生家時代に、紅花は青苧などと共に御役植物として指定し、買上制を実施しており、上納されたこれらの物資は、何等かの形で領内ないしは他領の商人に専売されていたものである。

この制度はやがて上杉藩に受けつがれ、幕末まで重要な経済制度として継続された。上杉の武將直江兼続が蒲生氏に代って置賜地方を支配するようになったのは慶長三年（一五九八）からであるが、その一四年に直江から下長井代官・須田善石衛門に宛てた書状の一節に、「兵服為用所、紅花青苧上方江可遣由尤ニ候、手判之儀平林所江申遣候條、調次第可差越候、兵服之用所計ニ不可限候條、調次第ニ如何程成共可遣候事」と見える。これは、藩の必要な衣料など、一般経費の一部に充当するため、紅花と青苧を或る程度藩が買上げ、これを上方市場に販売しようとする試みを、須田代官に指令したものである。

その後、寛永から万治頃にかけて「御買綿・同紅花青苧、二割出より外につよきはかり目とるましき事。」或は「青

苧・綿・紅花毎年用所之程取上、其外ハ百姓くつろきにも可成間、売ちらしにさせ可吟味事」というような布達をしばしば出して、秤目を強めて余分に買上げることが禁じ、残余の分は百姓の得分として、自由販売に充てさせることを規定するなど、領内特産物に二つの流通形態を整えるに至った。この間、藩の買上げ分については、諸役と同様「其村中より急度可相勤事」と、いわゆる「村総請」制として、貢納態勢を確立したのである。また、定法買上げ以外を「払紅花」という名目で自由販売にまかせたことは、生産者の経済的自立と、再生産力を保護するための措置で、注目すべき政策であった。

藩の法定としての紅花の買上高は、寛永二十年頃は「用所之程」或は「御蔵用之程」と言っているように、漠然とした表現をとっているが、二割以上の増買いを禁じていることからすれば、買上高に一定の規程があったものと見られる。それが、「取立定法」「直段定法」として法的に制定されたのは、青苧などの場合と同様、慶安・明暦期頃からであろうと推定されている。この定法制定の確たる資料を欠くが、後年の編になる「郷村手引」によると、紅花の定法は二一三貫七七〇匁五分、その代銀二貫一三〇文目七五となつてゐる。「諸庁根元記」や「要情秘録」なども、殆ど同様の数を載せているが、寛政二年の「管見談」には「紅花は百匁に付銀一匁つ、賜るなり、御国中にて都合八駄余り召さるゝとなり、青苧・真綿・紅花の三品は青苧御蔵へ納め、荷造りの繩薦、御役人の薪迄納る事なり」とあり、しかもこの買上高は「村々にも相定置御取立之事」と、古法通りの「村総請」をとっているのである。

納入期日は、例年六月土用前から七月一三日頃までに完納すべきことを規定し、それに背反し、或は完納を怠つて、脇々に密売したような場合には、当人は勿論のこと、その村の肝煎・組頭まで、曲事として処罰されたのである。

紅花は土性風土に著しく影響を受ける作物であるから、藩の買上額は村により地域によって差異のあることは言うまでもない。また一応の定法的基準はあつても、甚だしく生産減の場合は、或る程度の引き方も認めた。さて、領内

第二章 幕藩財政上の最上紅花

置賜郡中・紅花上納額 (享保15年定納帳)

村	上納額	村	上納額	村	上納額
大野	236 <small>宛</small>	田尻	3,650 <small>宛</small>	小山下	454 <small>宛</small>
佐野	118	尻	4,196	山尾	670
原山	295	和泉	222	田長	320
村山	780	中下	1,062	嶋	289
村山	83	伊佐	1,349	塚	111
村野	472	沢	1,117	村田	1,180
村野	472	沢	455	村敷	202
村越	8,370	川原	524	村金	346
村田	2,360	岡田	1,107	沢	431
村沢	2,095	成田	4,614	村沢	485
村本	3,518	小川	2,360	村柴	200
村本	295	添川	1,022	村庭	322
山井	1,038	黒池	1,007	村沢	1,210
山王	686	今泉	1,881	村川	725
王代	1,038	三時	267	村石	807
王代	1,487	寺田	—	村方	124
僧藤	5,593	松鍋	1,402	村町	496
僧藤	785	懸入	523	村野	887
玉川	—	石計	204	村山	537
川	3,858	椿手	2,821	村山	784
北	4,120	小秋	9,403	村山	1,168
勸	5,000	時哥	163,775	村山	76
生	9,367	笈栖	889	村山	766
祥	7,045	色田	1,644	村山	177
	2,655	田付	844	村山	766
	5,216	羽目	523	村山	177
	876	岩野	489	村山	577
	1,180	小松	840	村山	132
	5,900	小菅	840	村山	496
	7,871	小菅	1,881	村山	1,062
	3,292	小菅	940	村山	231
	641	小菅	940	村山	236
	1,366	小菅	1,362	村山	964
	1,756	小菅	1,433	村山	40,459.6
	—	小菅	940	村山	785
	5,487	小菅	1,882	村山	638
	1,180	小菅	799	村山	539
	6,276	小菅	1,881	村山	130
	1,656	小菅	1,631	村山	916
	1,726	小菅	1,033	村山	720
	749	小菅	513	村山	458
	5,015	小菅	743	村山	1,569
	—	小菅	330	村山	196
	3,762	小菅	124	村山	197
	—	小菅	496	村山	1,050
	7,045	小菅	454	村山	391
	590	小菅	207	村山	5,119
	295	小菅	557	村山	12,708
	944	小菅	4,956	村山	216,942.6

② 第一段 青芋・真綿・紅花・其他定納村  
 第二段 綿・紅花定納村  
 第三段 紅花上納村  
 計 141ヶ村一但し五十川村再出

村々に示された定法買上額はどのようであつたらうか。享保一五年（一七三〇）に、青苧役方の加藤八右衛門が書記しておいた「郡中青苧真綿紅花上納帳」を見ると、紅花は郡内一四一カ村から上納しており、その総額は大凡二七貫目であるから、古来の定法額に達していることが知られる。これらを村別に表示すれば前表の通りである。

さらにこれを、天保年間の編になるという「上杉領村目録」によって地域別の定法買上高を示したのが次表である。これを見れば、下長井郷西通りの七五貫目を最高として、同郷東通りの五八貫目、北条郷の四五貫目と続き、中津川郷地区は全く無い。この表はそのまま地区の生産率の多少を示すものである。

上杉領内の紅花は上納制が採用されていても、他の特産物に比較すれば、量産が極めて少なかったから、その専売流通の機構は余りはっきりしていない。寛政二、三（一七九〇〜九一）両年度における藩の買上げ高と払方の状況を見ると大凡次表の通りであるが、二年度は、「紅花摘入時ニ差掛り、水腐ニ相成り迷惑」という年柄であつたから、定法額の五〇％程は代納となり、町場入札払いになつた分は僅か三駄と一〇一斤に止まつた。翌年はやや順調な上納成績で、その八〇％が商人たちに入札払となつた。しかし、九二斤の払い残りが生じたことは、領内紅花の市場における評判が必ずしも良くはなかつたことを示すものである。青苧の場合は、大蔵の稲村家などもその入札に参加しているが、紅花についてはそういう実績は見られない。

買上げ高は、両年共に定法額の二一四貫目より多少上廻っているが、これは出目高を加算しているからである。出

紅花の地方別定法買上高

郷名	村数	買 紅 花
上 長 井	45	16 <sup>2</sup> 886 <sup>2</sup> 2 <sup>2</sup>
中 郡	17	13. 535. 3
内 中 津 川	14	—
北 条 郷	54	45. 392. 1
下 長 井 東 通	26	58. 364. 3
下 長 井 西 通	25	75. 208. 85
小 国 南 方	24	2. 557. 79
小 国 北 方	31	2. 561. 23
外 中 津 川	11	—
合 計		214. 405. 76

（天保年間編一「上杉領村目録」）

目というのは、生産高の増収に対する買上げ高の過超分のもので、「要情秘録」に「紅花出目ハ大概百匁ニ付式拾壹匁三分余出増也」とある。しかしこの出目も際限なく増し買いをした訳ではなく、「樹畜建議並衆評」に「出目と申出候は、貫目の掛出しニても可有之、掛出しを込て七駄前後ニ候時ハ、是亦追々の願ニ用捨の下りたるにても可有之候」と言っているように、結局は「御蔵御用程」を限度として、残余の分は生産者の自由処理にまわしたのである。

かくして、藩の買上げ制—専売による紅花の収入が、藩財政上如何なる地位を占めていたのであるうか。仮に文化六年（一八〇九）の「御蔵金銀銭納帳」に記載された紅花代納額は次のようである。

十月廿五日

一、拾七兩三分ト錢八拾文

文化六年分紅花代納分

但兩替六貫五百式拾文

奥山孝右衛門・中村織右衛門納

十二月廿五日

米沢藩紅花買上高及払高

項	寛政 2 年	寛政 3 年	備 考
買 上 高	2,4140斤 93匁 7分	2,647斤	◦ 出目共 ◦ 1斤=100匁
内 代 納	1,137, 093. 7	365. 5匁	
正 紅 花	1,287	2,282	
御 用 小 印 払	45	33	
御 方々 様 其 外 代 払	116	57	
町 場 入 札 払	3匁 101	2,100	
払	1,342	2,190	
内 前 年 残 物	55		
残 高		92	

(「樹畜建議並衆評」による)

一、百四拾六兩三分式朱

文化六年分紅花入札払代

奥山孝右衛門・中村織右衛門納

右の代納分と入札払代の二口を合計すれば、金百六拾四兩式朱ト錢八拾文に過ぎなかつた。これから「紅花は百匁に付銀一匁つ、賜るなり」という定法によって買上げ代金を差引けば、その蔵入り利潤はいよいよ僅少になる。しかし当時の窮迫した上杉藩の財政再建策から見れば、特産物買上げ専売制強化のためには、一つの大切な部分を占めていたものであらう。

## 2 水野藩の専売制と工業化の計画

天保の幕政改革に際し、物価抑制対策の一つとして、十二年（一八四一）十二月には問屋仲間の組織を禁止、続いて十三年十月には、諸大名に令して自国および他国の物産の専売を禁止して、商品の自由流通の円滑化を図り、もっぱら物価の安定を期したことは周知の通りである。このために、他国の諸藩において施行されていた専売制度は一時中断した。しかし、翌十四年九月、水野忠邦の失政罷免によって、改革諸案も失敗のまま終末を告げるに及んで、藩権による専売制の企業が再び諸藩に盛り上がり上がつて来た。山形・水野藩もまたこの機に乗じて、はじめて紅花の専売制設置の検討に入ったのである。

山形藩は弘化二年（一八四五）に領主の交替があり、上州館林に移封になった秋元家の後を承けて、水野忠邦の長男忠精が、浜松六万石から山形五万石に減封されて領主となった。紅花専売制はその後間もなく計画されたもののよ

うである。水野転封の発令は同年の十一月末で、城池及び領地の引渡しを完了したのが翌三年七月であるが、「山形の歴史」(川崎浩良著)によれば、藩主忠精が入部したのは嘉永二年(一八四九)八月で、専売計画はそれ以前、弘化四年頃に藩庁で検討されていたものようである。

幕末期における藩経済復興のために、「最上紅花と号、近国迄一円に仕付、売買に相成候」特産商品作物の経済的価値に着目し、従来の山形藩として実施出来なかつた紅花の専売制を、転封早々の水野藩が始めて実施を企画したといふことは注目すべきことである。しかし、この新規政策が果して誰の発案で、どのような仕法計画であつたか、現存する史料では判明しない。

この計画は、前記のように水野藩の山形移封直後のことで、藩吏たちはまだ山形の経済事情・商業機能その他、実施の基礎となるべき領内の実態について、まだ充分な調査研究を行なつていなかった。そこに、この問題の蹉跌を来した原因があつた。弘化四年(一八四七)七月、藩の某要人から提出された「山田幸右衛門江相渡候山形御産物廻漕之儀ニ付書付」<sup>(3)</sup>なるものを見ると、「山形之模様柄」を審さに述べて、専売制実施の容易ならざること、むしろ不可能なことを逐一説明しているのである。その中で、特に重要な理由として列挙している点は次の四項であるが、結論的に言うならば、当時、山形の商業経済、流通市場を掌握している商人や目早と称する仲介業者の実力、或は山形商人と言われる豪商層の気風から判断して、「御国産新規御目論見相成候而も、当時、御必至困窮之御勝手ニ而ハ、容易ニ御自力ニ而之御成就ニ可成様無御座候」と、藩の財政力の貧困さと、それから来る藩権の弱さは、専売制の断行は不可能に近い旨を力説しているのである。その論点は概ね次の四点に集約される。

一、元方荷主者御用達長谷川吉郎次・村居清七・佐藤利兵衛・福島治助、此四人専ら之家業ニ御座候、何れも相

応之富家に御座候、御領主之御威光ニ而も、容易ニ変革相成兼候事と奉存候

一、山形之人氣ハ山国之儀ニ付、とかく情強ク、あしくとも先之仕来を守りよしとのみ心得、新規之事ハ何様よき記事ニ而も、納得いたし兼候と申風俗ニ御座候

一、山形御用達共前條四人のもの共、去る午年御所替より壹ケ年ニ相成、いまた御恩沢を蒙る事薄く、上之御評判宜を承り候而も、長く山形御在城ハ不被遊と既ニ口外ニも発し候程之氣味ニ而、御用相勤候も自然踏止かね候事と奉存候

一、諸荷物取捌之ため、目早六十人程も有之候程之儀ニ付、御城下之潤沢ハ不少事ニ御座候、御手捌之御目論見ニ而ハ、容易ニ成就致間敷(云々)

この意見書では、若し右のような諸事情を排除しても、専売計画を強行しようとするならば、事前工作として「上方其外身分相応之引受人江、山形身元之ものニ得と談判、引合行届候上ニ無之而ハ、改申間敷と奉存」と、実に慎重な配慮を考えている。専売となれば、言うが如く特権商人たる豪商、既成の紅花商人たちの理解と協力がなければ不可能な問題であることは言うまでもない。しかも従来山形藩の例から見れば、水野藩もまた短命藩主と見ている御用商人たちの賛同を得ることは、至難の業と言わなければならなかったのである。

専売制を考えた目的は、言うまでもなく窮乏化の進行している藩財政を立て直しの一助にしようとしたことにあるが、この計画が見込み薄であるとすれば、特に商人たちの反対も予想されず、しかも六〇人の「目早之もの家業変じ候而も喜び候様、第一之工風敷」と、特産物を地元産業に生かす新しい企画を提案している。それは、地元において新規に紅花染木綿の製造を開発して行こうとするもので、その収益を藩で握ろうとすることは、確かに勸業政策上か



ら見れば卓見であつたと言えよう。

即ち、「紅花木綿之儀、紅花之仕入之節、其水ニ而染上候品ニ付、反數ハ聊之儀ニ可有之、上方引受人江山形元方之ものと相談引合整候上ハ、上方より数万端之白木綿を山形へ相廻し、全く之紅染ニ仕方、又上方其外へ相廻り候様相成、御国益可相成と奉存候」という意見である。しかし、この大胆で貴重な意見も遂に事業として成立した形跡はない。山形には三山行者に対する土産品として、若干の花染木綿の生産が副業的に行なわれていたが、決して産業化していたものではなかつた。それは企業的でない素朴な民芸的・宗教的生産であつたからこそ歓迎されたもので、言うが如き、この遠隔の地に数万反の白木綿を入れて産業化を図ることは、保守的な山形で望み得る業ではなかつた。

結局は水野藩の紅花専売制の計画も新産業の企画も不発に終わり、「彼等（紅花荷主や御用達商人）之利潤相増候ハ、矢張御領主之御蔵之実候道理と奉存候」と言っているように、原料紅花の増産を計ることにより、荷主たちの収益を上げることの方が、やがて領主としての経済基盤を強固にする所以であるということに落ちついたのである。このことは別言すれば、藩独自の力による封建的な経済復興計画は不可能で、全く御用商人たちの巨大な経済力に頼る以外に方法が無くなり、引いては、いよいよ特権商人の勢力の伸長を促がす結果を招いたことになつた。

これを要するに、水野藩の紅花専売制や工業化が計画検討の段階で中止となつた原因は、長年に亘つて培われて来た紅花商人たちと目早衆の強力な流通態勢に対抗し、新機構を以て領主経済を立て直し得るだけの藩権力を既に喪失していたことにある。さらに見るならば、山形商人たちが集荷する干花の生産地域が、藩の領域内に限ることなく、少なくとも最上地方南半の全公私領域に及んでいるので、仮りに水野藩内だけの専売制を強行しても、殆ど意味が無かつた。当時水野藩が領有していたのは、山形町内三ヶ町とその近郊二ヶ村に過ぎず、領内の生産量だけをもつて、藩独自の専売制を敷くことも、工業化を計ることも覚束ないことであつた。しかも幕末期には、近郊領内に有力

な紅花荷主は殆どいなかったために、他管内商人の進出、或は京都の間屋との直接取引が行なわれ、藩権による統制計画には協力の意向を示さず、ために一時的な計画に終わらざるを得なかったものと見られる。

### 3 織田藩の専売仕法

天保二年（一八三一）に高島から天童に移城した織田氏は、通称二万石と言われる小藩であったから、それだけに藩財政も極めて貧困で、その財政維持のためには、家臣給付に対する高引法を行ない、産業振興を目的として将棋駒の製造を勧めたことなどは、周知のことであるし、忸怩の画家安藤広重の肉筆の絵画を領内に頒布して、その代金を藩財政の一助にしたという挿話も有名である。しかし、これらにも増して注目すべきは、永続こそしなかったが、次に述べる紅花専売制の断行であろう。

藩権による国産商品作物の経済的掌握、即ち紅花の専売制に踏み切ったのは、山形藩の前記計画に後れること僅か数年、安政二年（一八五五）の四月である。その目的とする所は全く藩財政の立て直しにあり「紅花御登之儀ハ、御身帯向之御基相立、御勝手道御引直シニ相成り、永年之御為筋此一事ニ限り候事」と言っている通りである。最初の計画として先ず宇都宮藩の家老間瀬久太夫なる者の世話をもって、江戸伝馬町に居住する諸色問屋頭取「駒込勘ヶ由、御国産之紅花年々御引請御約定」を締結したのである。織田藩と駒込との間に結ばれた特約には、生産者に対する前金貸しの外に、「駒込勘ヶ由口入ヲ以、多分之金子御借用」という藩財政にとっては重要な問題が含まれていることは見逃せない。

山形藩の失敗に鑑みれば、この計画の成否は天童藩内の有力紅花商人の協力如何にかかっていた。藩庁では計画が練られていたこの年の二月に、従来町名主を勤めていた御用商人格のもので、御徒士目付に格付けされていた仲野真

子七・工藤六兵衛の兩人を、御中小姓に昇格させて紅花御用掛に任命し、大庄屋佐藤弥三郎並びに添役共と協力して「此度之儀ハ、格別ニ令粉骨」るように仰せつかった。天童町内及び近郊領内には、山形商人のごとく、藩權に対抗出来る程の有力な紅花商人は成長していなかったから、専売制には問題はあつたけれども、止むを得ず承伏せざるを得なかつたものであろう。

藩庁ではこのように制度実施の基礎を固めておいて、四月早々に管内に布達し「生花干花共ニ聊二而も他領江売払候儀ハ堅停止被仰付候、若又隠し候而他領之もの江少々たりとも売払候儀有之候ハ、当人ハ嚴科ニ被仰付、其村之三役組合迄屹度御咎被仰付候」旨を、小前百姓にまで諭し、請書を差し出させる一方、領内村々名主に命じて個人毎の紅花蒔附面積を調査、その書上帳を提出させた。これは藩庁が実施の基本資料として、推定生産量を播種期に把握しておく必要上からの調査である。北目村（山辺町北垣）の「紅花蒔附書上帳」で同村の作付状況を見ると、戸数四五人中、作付け二二人、その立附面積ノ三一俵二斗五升場（凡そ三町二反歩）と報告されている。

施行設計が一応完了した所で、藩庁では同年五月晦日に家臣長谷部肇をして江戸代官所に許可申請書を提出させた。その内容は多くに触れず「兵部少輔領分羽州天童産物紅花荷物、今般致直廻、通町組小間物問屋之内、丸合組紅花取扱候もの共ニ限相渡、商法之通為売捌候得者、領分百姓共農間助成ニも相成候ニ付」願の筋を許可されたいと言うのである。しかしながら、当時の情勢からすれば奉行所でも簡単に許可を与える訳には行かなかつた。

即ち、先にも述べたように、天保改革期における幕府の経済政策によって、天保十二年（一八四一）に一切の間屋株の禁止を見たが、僅か十年後の嘉永四年（一八五一）には、その再興令が出されると共に、新設問屋株をも認められたのである。このために、江戸の旧紅花問屋が元組として復活したのに対し、仮組と称する新興問屋の発生があり、両者間に対抗・軋轢なども生じ、また一方には、江戸打越荷問題などで激しく論争されて来ていた時代で、商品

の流通機構の整理再編成の段階を迎えていたのである。天童藩の申請に対して幕府の間屋再興係が「当時、武州并奥州筋紅花商人共、上方為登荷物取締之儀、丸合組総代々願出御吟味中之儀ニ付、右ニ拘り候儀ニも可有之哉」と、自らの決論を避け、江戸の諸色掛り名主どもに、天童藩計画の内実取調べを命じたのも由あることである。

内命を受けた堀江町名主熊井理左衛門と村松町名主源六は、密々探索の結果を報告しているが、その内容を見ると、「諸商売手広以来、京都江出店いたし候奥州商人手付之もの共、奥羽江出買いたし相場買荒候ニ付、従来彼地住居手広之商人共國中買集、直段相場を上方出買商人ニ被羅上、自然元買値段江差響、且作方之人氣も不宜様相成候間、御領主御家来江申立、国産仕法相立候得者、不同之直段穩ニ買集方行届、御領主御益筋ニも相成、農家風儀も質朴ニ古復可致と之主意ヲ以、今般御申立相成候由」と本来の目的を述べ、結論としては「当時御吟味中之荷元筋江相拘候意味合ニ者相聞不申候」のみならず、「商法ニ相振（触）候義者無御座様奉存候」と有利な報告をしている。

奉行所ではこの調査に基いて、通町組小間物問屋のうち、紅花を取扱う丸合組の者に限り仕法を立てさせ、専売することを認め、その仕法を丸合組に命じて報告を求めた。その仕法内容は凡そ次の通りである。

- 一、紅花産物參着次第、五郎三郎外四人之もの江御達次第、御蔵元江罷出、見本受取、銘々直立仕候積
- 一、紅花考袋目方正味四百七拾五匁、袋目式拾五匁、右ニ而考袋五百匁ニ相定、六拾四袋を以考駄と相定、相場相立取引致し候事

但御品渡之節御立合之上、荷物切解目方相改、軽目有之候ハ、欠引可被下候事

- 一、紅花日本品劣候歟、濡痛等有之候ハ、相当之直引相成候事

一、紅花荷物御扱之節、御当地景氣弱ニ而、上方表江為積登相成候節者、考箇ニ付銀考匁六分ツ、問屋口錢申受

## 候事

一、引受紅花代金之儀者、当日々六十日目相納可申候事  
但重力質者買請直段見込之事

許可が下りたのは同年六月で、太陽曆にすれで七月下旬、天童地方は既に干花処理の最盛期に入っていたので、幕府でも急速に許可したものであろう。

かくして成立した天童藩の専売制が、果たしてどれ程の成果を納めたか、現在の所、それを知り得る資料は見つからない。しかしながら、実施後僅か数か月を経た同年の十月に、紅花御用係工藤六兵衛が、「故障の筋有之」という漠然たる理由をもって、国産方頭取役を辞任しようとしている事実は、制度実施上に重大な抵抗のあったことを思わせる。それは何であったかは不明であるが、予想するとすれば、第一に小藩内の生産地に対する外からの侵蝕であろう。逆に言えば、領内生産者の抜荷のために、予想通りの生産量を確保出来なかったという、藩力の弱体が経営の自信を失なわせたことが考えられる。多くの実例を上げるまでもなく、柴橋代官所附長崎村の柏倉文蔵などの仕入帳によると、天童領内の多くの村々から、大量の仕入れを行なっているので、専売量の減収は当然のことである。

次には、水野藩の場合と同様に、旧流通機構の勢力に対抗出来なかったことが考えられる。天童町内には商人として青柳清兵衛・仲野半四郎・相沢兵助などがあり、何れも紅花を取り扱っていたが、機構の上から見ると、仲野や相沢は独立商人である反面、山形の大屋佐藤利兵衛と取引きや金融の面で密接な接触をもっており、徴力な藩権では自由に支配出来なかったものと見られる。さらに加えるに、前述の如く、当時の江戸は流通機構の再編制で混乱しており、そういう渦中に入ることの危険と、専売制により旧来の京都筋の間屋と絶縁することの不利を感じたことも想像

される。

第三に、同じ専売制でも、その目的は差し迫った藩財政の立て直しにあり、駒込勤ヶ由との契約に際し、既に駒込の斡旋をもって、「多分之金子御借用」という金融関係の条項が加えられていたことは前記の通りである。こういう条件下では、藩独自の政策による専売制とは言いながら、実際的には江戸問屋側の独占買占めの傾向が強くなり、藩自体の得る利潤効果というものは甚だしく稀薄で、専売制を強行する意味が失なわれることは言うまでもない。別言えば、江戸の商人資本を太らすために、生産者が犠牲にされるといふ結果になった。これに対する生産者の直接的反応は不明であるが、少なくとも協力態勢は得られなかったに違いない。

第四には、天童日野屋の崩壊が、天童商人に与えた精神的影響も考えられよう。一時隆盛を極めた日野屋が、経営上の不手際から再起不能に陥ったのは、丁度この安政期で、紅花御用係を辞任した工藤六兵衛などは、官職に就いて自己の経営を疎かにすることは、内心日野屋の如き破綻を招く恐れがあると感じたに違いない。のみならず、小藩の弱体財政の中において与えられる特権などにも、殆ど期待の望めない情勢下にあつては、さらにその感を深くせざるを得なかつたものであらう。

以上のような客観的情勢から推測すれば、天童藩が最後の復興の手段として実施したこの専売制も、遂に予期した効果を納めることが出来ず、やがて自然中止になったものと思われる。

#### 4 専売制不成立の地域性

普通に見られる諸藩の専売制とは、その制度・組織において多少の相異はあるが、村山地方の特産品についてその専売を実施したのは、左沢・酒井藩領代官が行なった仕法をもって最初とする。文政三年（一八二〇）二月に左沢代

官所では「是迄、青苧所持之面々売買等致し候処、右代金滞り、迷惑之事ニ粗相聞、左様相成候而ハ難渋たるべく候」という表面的理由をもって、領内に生産する青苧の独占権を、越中国・高岡の青苧問屋たる宝屋弥左衛門に許可したのである。

しかし、抜荷による密売買横行取締りの不徹底、専買権者を一人にしぼったことに対する生産者側の反対、宝屋の専買仕法の不履行に対する不満などがあって、三年足らずで失敗してしまった。その後文政九年に至って、青苧荷役の確実な増収を図るために、不正売買の防止策として、他領・他藩からの仲買人の侵入の取締り、口々通り荷切手の厳正、密売買の監視の強化、村役人として管内生産額の把握、番所および他領境の村々における荷物改めなどに関し、改めて厳しい覚書を交付して、先の制度に代わるべき手段をとった。しかし、近接行政区からの協力と理解が得られず、これもまた効果を収めることは出来なかった。

酒井藩左沢代官所の仕法は、上杉藩のとった買上げ制による専売仕法とは異なり、領内生産地の名主や大庄屋に生産の実態を調査させ、その全産額を特定契約問屋に売り渡すよう領内に命じ、問屋から若干の権利金を取得すると、密売買を監視して荷役金の増収を図ることにあった。その失敗の原因は、要するに流通制度の偏狭な統制に対する生産者側の反抗と、複雑な公私領の中において、左沢代官所だけの単独統制の強行にあった。

山形藩や天童藩の失敗は言うまでもなく、幕末に近い万延元年（一八六〇）の九月に、柴橋代官所管内に起きた「国産取締会所」設置計画が成功しなかったのも、同じ理由に依ったものと思われる。この年、柴橋代官所管内の豪農地主たる沢畑（河北町内）の堀米四郎兵衛や、米沢村（寒河江市内）の工藤八之助等が、外国貿易開始以来、急速に発展して来た生糸、地方特産商品たる紅花や青苧などの販売につき、その相場価格の安定を図るという理由をもって、国産取締会所の設置方を代官に建言したのである。その内容は、郡内のいわゆる「身元宜敷者」どもが一切の責

任運営に当たり、「実意ニ取引仕、相互利益相成」るようにしたいということに<sup>9</sup>あつた。渡辺信夫氏がかつてこの問題に触れ、「幕末における地主豪農を中核とする諸改革に連なるものであり、その方向を示すもの」と論じているように、注目すべき計画であつたが、実現までには至らなかつた。

この計画について、当時の郡内事情から彼等の意図を忖度するに、幕末期の混乱している社会に、政治力を發揮していた農村の新興支配勢力が、古い封建権力と結託して、国産品の流通を掌握しようとしたものであるが、色々な意味で自由意識の高まつて来た幕末期の生産農民側に、地主豪農たちの意図する特権的・独占的な封建的態勢の再編成に対する反撥もあつて、計画の強行は出来なかつたものと思われる。

しかし、もっと根本的な原因は、幕領や私藩毎の単一的・直接的な支配統制の出来なかつたことにある。近世後期の村山郡内は、幕領だけでも寒河江・柴橋・尾花沢の三代官所に支配され、その他の地域は山形・上山・天童・新庄の諸藩、さらに遠隔藩の飛地として各陳屋の統治下にあり、それらを合すれば実に一五の行政区になつていた。しかもそれらの統治村々が複雑に錯綜していたので、いわゆる領国経営は極めて困難であつた。物産の流通關係一つを例証しても「当郡産物他所荷出之儀、大石田船方御役所御改者勿論、外口留番所三拾四ヶ所共、最寄次第改を請荷出いたし来り候処、近年猥ニ相成、其村方々之産物他所江出候節、村役人々之通手形も無之、勝手次第第口々無役ニ而荷出之向も有之<sup>10</sup>」、御役永の取立てにも支障があつたが、取締りの無統制はこれらの不正行為を阻止することは中々不可能であつた。この問題は郡中議定として採択されているが、それでも決定的な効果を収めることは出来なかつたのである。

前項で述べた上杉藩の買上制は、置賜地方の殆どを領国下におき、しかも安定した長期政権のもとにおいて、はじめて可能であつた経済政策で、村山地方のような行政区の分散地帯においては、統制権力の弱体化と、領内生産地の



散在性による管理の不徹底が作用して、遂に専売制は成立しなかったものと見られる。

また、山形のような大場は城下町より既に商業都市として成熟し、長谷川・村井・佐藤・福島の如き紅花商人たちは、貧困な藩の御納戸を掌握する特権商人でもあったから、藩は彼等の意向を無視して新経済政策を強行することは、事実不可能であったことは前述の通りで、まさに、封建制崩壊の時機が迫っている中の足掻きに等しい試みは、成立する筈はなかったのである。

- (1) 「藩政成立史の総合研究」所載
- (2) 著者蔵史料
- (3) 「山形経済志料」第一集
- (4) 〃(5) 北目村(山辺町)文書
- (6) 「大日本近世史料」 「諸問屋再興調四」
- (7) 同前 「諸問屋再興調七」
- (8) 伊豆田忠悦氏「青芋と最上紅花」
- (9) 堀米四郎兵衛家文書
- (10) 山形市史編集資料第四号